

## 令和6年涌谷町議会定例会6月会議（第2日）

令和6年6月20日（木曜日）

議事日程（第2号）

### 1. 開 議

#### 1. 議事日程の報告

1. 報告第 1号 専決処分の報告について（涌谷町町税条例の一部を改正する条例）
1. 報告第 2号 専決処分の報告について（涌谷町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）
1. 報告第 3号 専決処分の報告について（涌谷町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
1. 報告第 4号 専決処分の報告について（涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
1. 報告第 5号 専決処分の報告について（令和5年度涌谷町一般会計補正予算（第11号））
1. 報告第 6号 専決処分の報告について（令和5年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号））
1. 報告第 7号 専決処分の報告について（令和5年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第7号））
1. 報告第 8号 専決処分の報告について（令和5年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号））
1. 報告第 9号 専決処分の報告について（令和5年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第6号））
1. 報告第10号 繰越明許費繰越計算書について（令和5年度涌谷町一般会計予算）
1. 報告第11号 事故繰越し繰越計算書について（令和5年度涌谷町一般会計予算）
1. 報告第12号 繰越計算書について（令和5年度涌谷町下水道事業会計予算）
1. 議案第40号 涌谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
1. 議案第41号 涌谷町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例
1. 議案第42号 ふるさと涌谷創生基金条例の一部を改正する条例
1. 議案第43号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
1. 議案第44号 令和6年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）
1. 議案第45号 令和6年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
1. 議案第46号 令和6年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
1. 議案第47号 令和6年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第1号）
1. 議案第48号 令和6年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
1. 議案第49号 令和6年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
1. 請願・陳情

1. 特別委員会の設置について

1. 休会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	一條 裕太郎 君	2番	二上 光子 君
3番	黒澤 朗 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	只野 順 君	8番	後藤 洋一 君
9番	伊藤 雅一 君	10番	杉浦 謙一 君
11番	門田 善則 君	12番	竹中 弘光 君
13番	大泉 治 君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	高橋 宏明 君
総務課参事兼課長兼 デジタル行政推進室長	高橋 貢 君	企画財政課長 企参事兼課長	大崎 俊一 君
税 務 課 長	木村 治 君	町民生活課長 参事兼課長	今野 優子 君
福祉課参事兼課長	鈴木 久美子 君	福 祉 課 長 子育て支援室長	佐藤 明美 君
健 康 課 参 事	木村 智香子 君	健 康 課 長	徳山 裕行 君
総 務 管 理 課 参事兼課長	紺野 哲 君	産 業 振 興 課 長	三浦 靖幸 君
建設課参事兼課長	熱海 潤 君	上 下 水 道 課 長	岩 渕 明 君
会計管理者兼会計課長	久道 正恵 君	農 業 委 員 会 会 長	日野 善勝 君
農業委員会事務局長	荒木 達也 君	教 育 委 員 会 教 育 長	柴 有 司 君
教育総務課長兼 給食センター所長	内藤 亮 君	生 涯 学 習 課 長	阿 部 雅 裕 君
代 表 監 査 委 員	城 口 貴志生 君		

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 邊 千 春	総 務 班 長	大 平 佳 矢
---------	---------	---------	---------

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長(大泉 治君) 皆さん、おはようございます。

昨日は時間延長しての会議、大変ご苦労さまでございました。本日もよろしく願いいたします。  
直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長(大泉 治君) 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。



◎報告第1号の上程、報告

○議長(大泉 治君) 日程に入ります。

日程第1、報告第1号 専決処分の報告について(涌谷町町税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長(遠藤 稔君) 皆さん、おはようございます。

昨日は様々な角度からご議論いただきましてありがとうございます。どうぞ本日もよろしく願い申し上げます。

報告第1号の理由を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、涌谷町町税条例の一部改正を行いましたので、その報告をいたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長(大泉 治君) 税務課長。

○税務課長(木村 治君) おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、報告第1号、専決処分いたしました涌谷町町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書につきましては1ページから17ページ、新旧対照表については1ページから30ページまでになります。

本件は、令和6年度の税制改正として関連法令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

主な内容につきましては、定額減税の導入及び税負担軽減措置等に係る規定など、法規制に伴い一部改正を行うものでございます。

それでは、定例会6月会議資料で説明いたしますので、2ページ目お開き願います。A3判のほうになります。

概要資料につきましては、左から新旧対照表のページ番号、条、見出し、改正内容を記載しているところでござい

ございます。

それでは、主な改正内容について説明いたします。

ナンバー 1、第34条の 7、寄附金税額控除については、法律改正に合わせての改正になりますが、内容は、公益信託の受託事務に関する寄附金について、個人町民税の寄附金税額控除の対象とするものでございます。

また、関連として、ナンバー 6、附則第 4 条の 2、公益法人に係る町民税の課税の特例については、公益信託制度の改正に伴い、附則第 4 条の 2 の規定はみなし課税を単に定めるものであることから削除するものでございます。

次に、ナンバー 7、附則第 5 条の 2、令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例については、法規定の新設に合わせての新設になりますが、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震による災害により生じた住宅、家財等の資産の損失について、令和 6 年度分の個人住民税（令和 5 年度分所得）において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を新設するものでございます。

次に、ナンバー 9、附則第 7 条の 5、令和 6 年度分の個人の町民税の特別税額控除から、ナンバー12、附則第 7 条の 8、令和 7 年度分の個人の町民税の特別税額控除までについては、法規定の新設に合わせての新設になりますが、内容は定額減税になります。

令和 6 年度分の個人町民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族一人につき 1 万円の減税を実施するに当たり、規定の新設を行うものでございます。

また、ナンバー13、附則第 8 条につきましても、関連として、こちらも定額減税の算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用後の取扱いになるよう読替規定を追加するものでございます。

ナンバー14、附則第10条の 2、法附則第15条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合については、法律改正に合わせての改正になりますが、内容は、バイオマス発電設備及びまちなか創出に係る固定資産税のわがまち特例の規定の新設になります。

ナンバー15、附則第10条の 3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告については、法律改正に合わせての改正になりますが、内容は、認定長期優良住宅に係る特例について、マンション等の区分所有者から申告書の提出がない場合でも、管理組合の管理者から申告の提出があり、一定の要件に該当すると認める場合につきましては、特例を適用できる規定を新設するものでございます。

次に、ナンバー16、附則第11条、土地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義から、次のページ、3 ページお開き願います、ナンバー20、附則第15条、特別土地保有税の課税の特例については、法律改正に合わせての改正になりますが、内容は、固定資産税の 3 年に 1 度の見直しに伴う年度更新による改正内容になります。

次にナンバー21、附則第16条の 3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例から、ナンバー28、附則第20条の 3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例については、法律改正に合わせての改正になりますが、内容は、定額減税の対象となる所得割の額について個人町民税の所得割の額を含める読替規定の追加になります。

それでは、議案書16ページお開き願います。

附則として、第 1 条では施行期日を令和 6 年 4 月 1 日から施行するものですが、ただし書として各号にそれぞれ

れ定める日を想定しております。

また、経過措置として、第2条では町民税、第3条では固定資産税をそれぞれ規定するものでございます。

以上で説明終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第1号は終了いたしました。



#### ◎報告第2号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第2、報告第2号 専決処分の報告について（涌谷町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第2号について申し上げます。

本件は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、涌谷町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正を行いましたので、その報告をいたすものでございます。

内容といたしましては、適用期限の延長でございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（木村 治君） それでは、報告第2号、専決処分いたしました涌谷町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書につきましては18ページから20ページ、新旧対照表につきましては31ページになります。

本件は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴うものでございます。

内容といたしましては、適用期限を2年間延長するものでございます。

新旧対照表の31ページをお開き願ひしたいと思います。

第2条中、改正前の「令和6年3月31日」を改正後「令和8年3月31日」に改めたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時13分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第2号は終了いたしました。



◎報告第3号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第3、報告第3号 専決処分の報告について（涌谷町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第3号について申し上げます。

本件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除等に定める省令の一部改正が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、涌谷町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正を行いましたので、その報告をいたすものでございます。

内容といたしましては、適用期限の延長でございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（木村 治君） それでは、報告第3号、専決処分いたしました涌谷町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は21ページから23ページ、新旧対照表につきましては32ページになります。

本件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除等を定める省令の一部改正に伴うものでございます。

内容といたしましては、適用期限を3年間延長するものでございます。

それでは、新旧対照表の32ページお開き願います。

第2条中、改正前の「令和6年3月31日」を改正後「令和9年3月31日」に改めたものでございます。

以上で説明終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時16分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第3号は終了いたしました。



◎報告第4号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第4、報告第4号 専決処分報告について（涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第4号について申し上げます。

本件は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、涌谷町国民健康保険税条例の一部改正を行いましたので、その報告をいたすものでございます。

主な内容といたしましては、課税限度額を引き上げる改正でございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（木村 治君） それでは、報告第4号、専決処分いたしました涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は24ページから26ページ、新旧対照表につきましては33ページから34ページになります。

本件は、国民健康保険法の一部を改正する政令が公布され、令和6年4月1日から施行されたことに伴う一部改正になります。

それでは、定例会6月会議資料で説明いたしますので、4ページをお開き願ひしたいと思います。A3判のほうになります。

ナンバー1の第2条等の改正の内容になりますが、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について、現行の22万円から2万円を引き上げ、24万円にするものでございます。

次に、ナンバー2の23条の改正の内容になりますが、保険税軽減対象世帯の所得判定基準の見直しになり、5割軽減対象世帯の算定に用いる額については29万円から29万5,000円に改め、また、2割軽減対象世帯の算定に用いる額については、53万5,000円から54万5,000円に改めるものでございます。

それでは、議案書26ページお開き願ひしたいと思います。

附則といたしまして、施行期日、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

また、適用区分として、この条例による改正後の涌谷町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものでございます。

以上で説明終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。



休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第4号は終了いたしました。



### ◎報告第5号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第5、報告第5号 専決処分の報告について（令和5年度涌谷町一般会計補正予算（第11号））を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 積雄君） 報告第5号について申し上げます。

本件は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ5,011万7,000円を減額し、総額を84億1,555万7,000円にいたしましたものでございます。

補正の主な内容でございますが、まず、歳入におきましては、地方譲与税や利子割交付金等の各種交付金、地方交付税において、確定に基づきそれぞれ増減いたしました。また、国庫支出金、県支出金及び基金繰入金につきましては、事業費等の確定によりそれぞれ増減をいたしましたものでございます。町債につきましては、事業の確定により借入額に変更が生じたので、それぞれ増減をいたしましたものでございます。

次に、歳出におきましては、ふるさと涌谷創生基金の積立金を増額いたしましたほか、各種基金利子を積み立て、国・県支出金等特定財源を伴う各種事業費につきましてそれぞれ増減の補正をいたしております。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎 俊一君） おはようございます。

それでは、報告第5号 令和5年度一般会計補正予算（第11号）について報告いたします。

議案書は27ページ、予算書につきましては令和5年度一般会計補正予算（第11号）となっております。

本専決予算につきましては、町長の専決処分事項の指定に基づきまして決定される事項となっております。

内容につきましては、会計年度末における議決済みの町債の借入額の増減及びそれに伴う歳入歳出予算の補正をすること、会計年度末における議決済みの繰越明許費の補正をすること、会計年度末における地方交付税等の一般財源、国県支出金等の特定財源、基金繰入金及び基金積立金の増減に関し歳入歳出予算を補正することとなります。これにより本年3月31日付で専決処分をいたしましたので、報告いたすものでございます。

議案書の朗読は省略させていただきます。

主なものについて説明させていただきます。

予算書5ページをお開きください。

第2表地方債の補正になります。

5事業において事業費の確定により減額、1事業について補助率の変更により増額をいたしております。  
歳入になります。

10ページ、11ページをお開きください。

2款地方譲与税から17款県支出金につきましては、それぞれ確定に伴う増減となっております。

その中で、12、13ページとなっております。

8款ゴルフ場利用税交付金につきましては、課税対象となる利用者の減によるものとなります。

14、15ページ。

12款地方交付税1項1目1節②特別交付税におきましては、地域おこし協力隊、その他特殊財政事情による交付税の増となっております。

24ページ、25ページお開きください。

19款寄附金1項1目1節ふるさと納税につきましては、個人版ふるさと納税が、豚肉の出荷停止や日本酒規制の販売時期の変更などの影響により納税額が伸びなかったことによる減となっております。

20款繰入金2項1目1節①財政調整繰入金につきましては、今年度の基金の取崩し額をゼロとしようとするもの。

26、27ページになります。

18節1目①森林環境整備基金繰入金の減は、森林経営管理権集積計画作成業務の確定によるものとなります。  
歳出になります。

30ページ、31ページをお開きください。

2款総務費1項5目細目1、22節①償還金、国庫補助金返還金575万円の減は、**[「減」を「増」に、申出により訂正]**令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業実績による返還、細目3、24節①ふるさと涌谷創生基金積立金7,891万6,000円の増は、ふるさと納税及び後年度の財源として積み立てるもので、補正後の基金残高は8億834万6,000円となっております。

10目18節④わくや移住支援事業補助金は、対象者がいなかったため全額減額するもの。

12目24節①財政調整基金積立金161万4,000円の増は利子分の積立てとなり、補正後の基金残高は15億2,051万円となります。

40ページ、41ページお開きください。

4款衛生費1項5目12①委託料につきましては、すき込み等の業務量の減少などのため、2,161万2,000円の減となっております。

6款農林水産業費1項4目20節①肉用牛特別導入事業貸付金、及び、42ページ、43ページになります、17目18節④農地集積・集約化対策事業補助金は、いずれも対象者がいなかったため、全額を減額するものでございます。

44ページ、45ページになります。

8款土木費及び9款消防費につきましては、工事費及び設計の完了による減額となっております。

続きまして、48、49ページになります。

10款教育費 5項 3目 4歴史文化基金積立金220万8,000円の増は、ふるさと納税のうち文化財の保全と活用を選択した分、企業版ふるさと納税におきましてはわくや交流の推進事業を選択した分の積立てとなっております。補正後の基金残高は1,112万6,000円となります。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時33分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第5号は終了いたしました。



#### ◎報告第6号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第6、報告第6号 専決処分の報告について（令和5年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号））を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第6号について申し上げます。

本件は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2,069万1,000円を増額し、総額を21億1,551万4,000円にいたしましたものでございます。

主な内容でございますが、歳入におきましては、国・県支出金等の確定に伴う増減でございます。

歳出につきましては、直営診療施設の保健事業等が国の特別調整交付金として認められたため、国保病院会計繰出金を増額したものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） それでは、報告第6号 令和5年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

こちらも一般会計と同様に、3月31日付専決処分の報告となります。

予算書6ページ、7ページをお開きください。

歳入になります。

4款県支出金2項1目1節①普通交付金3,114万4,000円の減額につきましては、保険給付費の実績に基づく交付金の決定によるものでございます。なお、この普通交付金につきましては、保険給付費に係る葬祭費及び出産育児一時金を除く保険給付費の費用について、県の普通交付金として交付されるものでございます。歳出の

保険給付費と連動しているところでございます。

2節②特別調整交付金1億3,844万6,000円の増額につきましては、国保病院の事業や各種保健事業に対する交付金の決定により増額するものでございます。③県繰入交付金34万9,000円の増額につきましては、医療費適正化事業などの取組の評価に対して県から交付金として交付されるものでございます。④特定健康診査等負担金25万7,000円の減額につきましては、特定健康診査に要する費用の3分の2相当額について交付されるものであり、交付決定により減額するものでございます。

5款財産収入1項1目1節①財政調整基金利子18万8,000円の増額につきましては、実績によるものでございます。

6款繰入金1項1目4節①出産育児一時金等繰入金100万円の減額につきましては、歳出で計上しております出産育児一時金の実績に伴い減額するものでございます。なお、この繰入金につきましては、出産育児一時金に係る費用の3分の2を町負担金として一般会計から繰入れするものでございます。

2項基金繰入金1目1節①財政調整基金繰入金8,589万1,000円の減額につきましては、国・県補助金の交付決定に伴い財源調整したものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出になります。

2款保険給付費1項療養諸費から5項移送費までのそれぞれの減額につきましては、給付実績により減額するものでございます。なお、こちらの保険給付費につきましては、歳入でも説明いたしましたが、県の普通交付金として交付されるものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

6項出産育児諸費1目細目1出産育児一時金18節④出産育児一時金150万円の減額につきましては、実績に基づき3人分を減額するものでございます。なお、令和5年度の実績につきましては、一人分を交付しているところでございます。

7項傷病手当諸費1目細目1傷病手当金18節④傷病手当金10万円の減額につきましては、実績に基づき減額するものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金及び6款保健事業費につきましては、国・県交付決定により財源調整を行ったものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

7款基金積立金1項1目細目1財政調整基金積立金24節①財政調整基金積立金205万7,000円の増額につきましては、基金利子及び国・県交付金の決定により財源調整し、基金を積立とするものでございます。積立後の令和5年度末の基金残高につきましては7億2,464万7,000円になります。

8款諸支出金2項1目細目1直営診療施設勘定繰出金27節①国民健康保険病院事業会計繰出金5,137万8,000円の増額につきましては、国保病院事業に対して国の特別交付金が交付されたことに伴い病院事業会計へ繰り出しするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時41分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第6号は終了いたしました。



◎報告第7号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第7、報告第7号 専決処分の報告について（令和5年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第7号））を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第7号について申し上げます。

本件は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ1,509万2,000円を減額し、総額を19億2,966万円にいたしましたものでございます。

主な内容でございますが、歳入におきましては、国・県支出金等の確定に伴う増減でございます。

歳出につきましては、国・県支出金等の確定に伴い財源調整について措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 健康課長。（「説明省略」の声あり）

説明省略の声がありました。（「賛成」の声あり）

○議長（大泉 治君） それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時41分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第7号は終了いたしました。



◎報告第8号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第8、報告第8号 専決処分の報告について（令和5年度涌谷町国民健康保険病院事

業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第8号について申し上げます。

本件は、収益的収支におきまして、国保調整交付金、災害復旧事業補助金等の額の確定に伴い収入及び支出を補正いたし、資本的収支におきましては、資産購入費、その他、建設改良費の額の確定に伴い収入及び支出を補正いたしましたものであります。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 初めに、一つ報告がございます。

国保病院の病院長について、木村 幹先生が令和6年5月付で退任されましたので、お知らせいたします。一身上の都合ということでございます。

後任につきましては、前沢センター長が現在兼任しております。

それでは、報告第8号 令和5年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について説明いたします。

今回の補正につきましては、国保直診施設として保健事業に対する国民健康保険特別調整交付金が令和6年3月付で交付決定を受けたほか、各補助金の確定及び電子カルテシステム更新に伴う財源の組替えなど、専決処分できる規定の範囲内について補正したものでございます。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第3条本文括弧書きを「なお、特別損失中の災害による損失6,390万1,000円の財源にあてるため、企業債2,920万円を借り入れる。」に改め、収益的収入の医業外収益から190万9,000円を減額し、収益的支出の特別損失から1,927万6,000円を減額したものでございます。

3条におきましては、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,199万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,270万9,000円、当年度分損益勘定留保資金2,929万円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入につきましては、3項企業債を4,360万円減額、8項他会計補助金に4,000万円を追加、合わせまして360万円の減額とし、資本的支出の建設改良費を351万4,000円に減額したものでございます。

2ページをお願いします。

第4条におきましては、予算第5条に定めた企業債の限度額について、既定予算額からそれぞれ補正予定額を減額し、医療機器整備事業限度額を8,910万円に、建物付帯設備整備事業を1,610万円に、災害復旧事業債を2,920万円にしたものでございます。

第5条におきまして、予算第9条で定めた国民健康保険事業勘定特別会計から病院会計へ繰り入れる金額を400万円から5,537万8,000円に改めたものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の補正です。

収入、1款2項2目1節他会計補助金37万8,000円の増額ですが、国保会計から交付されます国保特別調整交

付金の交付決定により増額したものでございます。補助金の内訳ですが、医師等の確保支援に要した費用に対する助成、救急患者受入れ体制支援に対する助成、国保直診の健康管理事業に対する助成などがございます。

2節補助金228万7,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス対策病床確保などの医療提供体制整備補助金、それから災害復旧事業費補助金の確定に伴う増減でございます。

支出、2款3項1目3節災害による損失1,927万6,000円の減額は、災害復旧事業の確定に伴うもので、病院支出分でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の補正ですが、まず、支出について、4款1項3目1節資産購入費221万3,000円の減額については、電子カルテやナースコールシステムなどの購入額確定に伴うものでございます。

5目1節その他建設改良費130万1,000円の減額は、高架水槽改修工事の確定に伴う減額です。

上の表、収入につきましては、支出で申しあげました電子カルテの更新について企業債で更新を予定していましたが、国保特別調整交付金4,000万円の交付が認められ、確定いたしましたので、他会計補助金と企業債の組替えを行ったものでございます。企業債360万円の違いについては、その他の整備事業の確定に伴うものでございます。

議会資料5ページのほうに概要を載せておりましたので、後ほど参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） すみません。もといです。暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時50分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第8号は終了いたしました。



### ◎報告第9号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第9、報告第9号 専決処分報告について（令和5年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第6号））を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第9号について申し上げます。

本件は、収益的収支におきまして、災害復旧事業費の額の確定に伴い収入及び支出を補正いたし、資本的収支につきましては、建設改良費の額の確定に伴い収入及び支出を補正したものであります。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） それでは、報告第9号 令和5年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第6号）について説明いたします。

補正予算書1ページをお開き願います。

第2条におきまして、予算第3条本文括弧書きを「なお、特別損失中の災害による損失2,749万6,000円の財源にあてるため、企業債720万円を借り入れる。」に改め、収益的収入の事業外収益から742万6,000円を減額し、収益的支出の特別損失から863万7,000円を減額したものでございます。

3条におきましては、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額143万1,000円は当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。」に改め、資本的収入につきまして3項企業債を110万円減額し、資本的支出の建設改良費を96万2,000円減額したものでございます。

2ページをお願いします。

第4条におきましては、予算第5条に定めた企業債の限度額について、既定予算額からそれぞれ補正予定額を減額し、建物付帯設備整備事業を410万円に、災害復旧事業債を720万円にしたものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の補正です。

収入、1款2項2目2節補助金742万6,000円の減額は、災害復旧事業補助金と新型コロナ関連のサービス提供体制確保補助金の確定に伴う減額、歳出、2款3項1目3節災害による損失863万7,000円の減額は、災害復旧事業の確定に伴うもので、老人保健施設負担分でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

資本的収入及び支出の補正ですが、収入、3款3項1目1節企業債収入110万円の減額及び支出、4款1項5目1節その他建設改良費96万2,000円の減額については、高架水槽工事の確定に伴うものでございます。

議案資料の6ページに概要を載せておりましたので、後ほど参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時55分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第9号は終了いたしました。



◎報告第10号の上程、報告



○議長（大泉 治君） 日程第10、報告第10号 繰越明許費繰越計算書について（令和5年度涌谷町一般会計予算）を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 報告第10号について申し上げます。

本件は、さきの議会におきましてお認めをいただいております物価高騰対策商品券事業ほか10事業の繰越明許費総額1億7,611万5,000円を令和6年度に繰越いたしましたのでご報告申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、議案書37ページになります。

報告第10号 繰越明許費繰越計算書についてになります。

令和5年度涌谷町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月19日提出、涌谷町長。

ただいま町長の提案理由にございましたとおり、さきの3月議会でお認めをいただきました11事業につきまして、令和6年度へ総額1億7,611万5,000円を繰越いたすものでございます。

各事業につきましては、38ページ、39ページに記載しております。ご参照いただきたいと思います。

財源内訳につきましては、既収入特定財源として1,515万円、未収入特定財源としまして国・県支出金9,308万3,000円、地方債5,080万円、一般財源1,708万2,000円となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時58分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第10号は終了いたしました。



### ◎報告第11号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第11、報告第11号 事故繰越し繰越計算書について（令和5年度涌谷町一般会計予算）を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 報告第11号について申し上げます。

本件は、公用車導入事業について年度内の完了に向けて事業を進めておりましたが、年度内に事業を完了することが困難となったため、事故繰越しとして総額198万3,938円を令和6年度に繰越しいたしたものでございますのでご報告を申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、議案書40ページをお開きください。

報告第11号 事故繰越し繰越計算書についてとなります。

地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、令和5年度涌谷町一般会計予算において、別紙のとおり事故繰越しをしたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告いたします。

令和6年6月19日提出、涌谷町長。

41ページをご覧ください。

繰越計算書となります。

ただいま町長の提案理由にございましたとおり、農林水産業費の公用車導入事業の1事業につきまして198万3,983円を繰越しいたすものでございます。

内容につきましては、半導体をはじめとする車両製造に係る部品不足による納品に日数を要するため、繰越しを要するものでございます。

財源内訳は、未収入特定財源といたしまして、全額一般財源となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時04分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第11号は終了いたしました。

---

◇

### ◎報告第12号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第12、報告第12号 繰越計算書について（令和5年度涌谷町下水道事業会計予算）を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第12号について申し上げます。

本件は、地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして、令和5年度涌谷町下水道事業会計予算第4条資本

的収入及び支出において、涌谷浄化センター及び箕岳中央地区処理施設の改築更新事業に係る予算を繰越しいたしたものでございますのでご報告を申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） それでは、報告第12号 繰越計算書（令和5年度涌谷町下水道事業会計予算）について説明を申し上げます。

議案書42、43ページをご覧くださいと思います。

ただいま町長が提案理由で申し上げました本件につきましては、43ページに記載の2事業について、総額8,804万6,000円を令和6年度に繰越しいたしましたので報告するものでございます。

まず、涌谷浄化センター改築更新事業でございますが、当初予算に計上の令和5年度涌谷浄化センター電気設備更新工事、令和6年1月に補正予算をお認めいただいた下水道管路台帳デジタル化業務と涌谷浄化センター改築更新工事に係るものでございます。繰越額は7,710万円で、財源内訳といたしまして、国庫補助金3,450万円、企業債4,110万円、損益勘定留保資金150万円となっております。

事業の進捗状況でございますが、涌谷浄化センター電気設備更新工事及び下水道管路台帳デジタル化業務につきましては、現在施工中となっております。また、涌谷浄化センター改築更新工事につきましては、実施設計がまとまり、近日中に発注する予定でございます。いずれも事業完成は本年度中を見込むものでございます。

次に、箕岳中央地区処理施設改築更新事業につきましては、令和5年12月に補正予算をお認めいただき、それにより追加した工事に関連した内容を繰り越すものでございます。繰越額は1,094万6,000円で、財源内訳といたしまして、国庫補助金500万円、企業債560万円、損益勘定留保資金34万6,000円となっております。

なお、本事業につきましては、令和6年4月25日に完成いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時07分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第12号は終了いたしました。

休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

企画財政課長から、先ほどの説明について発言の訂正の申出がございましたので、これを許可いたします。企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、議長のお許しをいただきましたので訂正させていただきます。

先ほど一般会計の専決補正予算の30ページ、31ページの中で、2款総務費1項5目細目1、22①償還金の国庫補助金返還金575万円の減とお読みいたしましたけれども、こちら増となります。[84ページを訂正]

大変申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。



#### ◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程に入ります。

日程第13、議案第40号 涌谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第40号の提案の理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正について令和6年度に施行されましたことに伴い、条例を改正するものであります。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） では、議案第40号 涌谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

本条例につきましては、ただいま町長の提案理由にもありましたように、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正を受けまして、今回、マイナンバーの利用範囲の拡大、情報提供に係ります規定が見直しされたことに伴いまして、法の別表が廃止されております。

今回、用語の定義を追加し、修正するものでございます。

議案書については44ページ、新旧対照表については35ページとなります。

新旧対照表をもって説明申し上げますので、ご覧いただければと思います。

新旧対照表でございます。

第2条におきまして、今回、第5号、第6号といたしまして特定個人番号利用事務、第6号におきましては利用特定個人情報がそれぞれ定義するものでございます。

第4条中、法の別表第2が削除されたことに伴いまして、今回、ただいま規定をいたしました「特定個人番号

利用事務」に置き換えるものでございます。

同じく第4条第3項におきましても同様に、「特定個人番号利用事務」「利用特定個人情報」についてそれぞれ置き換えるものでございます。

議案書にお戻りください。

施行期日でございますが、公布の日からとなるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号 涌谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号 涌谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第14、議案第41号 涌谷町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第41号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第234条の3に規定され、債務負担行為を設定することなく翌年度以降にわたる契約を締結できる契約については、本条例第2条で物品の賃貸借、保守契約、庁舎等施設の管理に係る業務に限定されていましたが、対象範囲を拡大し業務効率を図るため、一部改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎 俊一君） それでは、議案書45ページになります。

議案第41号 涌谷町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてとなります。

本条例の改正につきましては、本条例は平成16年に設定して以来、改正しておらず、業務の多様化など時代に適したようにすべきと監査委員のほうからご指導、ご指摘のほうがあり、4月1日から開始する長期継続契約に係る業務委託及び役務について、その幅を広げ、業務をより明確化にすることで業務の効率化を図るために一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表にて説明いたしますので、新旧対照表36ページをお開きください。

今回、第2条第1項第2号を削り、第3号を第2号に繰り上げ、その内容につきましては、「施設の管理、機械設備の保守及びその他の役務の提供を受ける契約で、複数年度にわたり役務の提供を受ける必要があるものに係る契約とする」に改正をするものでございます。

議案書45ページにお戻りください。

令和6年6月19日提出、涌谷町長。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 条例の文章だけでは中身よく分かりづらいので、具体的にはどういったことを想定されているのか、それを教えていただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 具体的につきましては、4月1日に業務委託を行うものについて、要は長期継続契約が3年だったら3年で終了した後、また契約をし直すときに、予算がなくても、予算の可決がなくても契約することができるという条例を、条項を使って、一旦契約をするものでございます。ただ、契約書の中には、予算が成立しないときは契約が成立しないという文言も追加になるという制度となっておりますので、それが1点。

もう一つについては、これまで、パソコン等の業務のみについての管理、あと施設管理だけだったんですが、その他の委託、長期的にわたって毎年度入札を行っている契約についても長期継続契約ができる、例えば広報であったりというものが、長期継続契約ができるようになるということになります。

○議長（大泉 治君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 先ほど説明の中に債務負担行為をしなくても済むというかそういったことに当たるんだと思うんですけども、例えば、機械設備ということだと、エアコンだとかそういったこととか、普通の自動車とかそういったことはないと思うんですけども、そういったことを想定されているのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） そうですね、具体的に言いますと、すみません、申し訳ございませんでした。第1号というのが、ちょっとすみません、略されておりますけれども、事務機器その他の部品であって複数年にわたり借入れが必要にあるものに係る契約という条項になっておりまして、これがコピー機であるとかパソコン、電卓、パソコンとかあとシステム、公用車などということになります。第2条第1項第2号につきましては、施設の警備とか清掃、設備の保全業務、機械設備保守、物品、パソコンとかの物品の保守なんかが該当になることになります。

それで、今回の改正では、先ほど申し忘れていましたけれども、設計額で1,000万円という上限を定めまして、1,000万円以上については、これまでどおり債務負担行為を行って、議会の議決を得るということにさせていただきたいと思います。（「分かりました」の声あり）

○議長（大泉 治君） ほかに。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 今の説明で、リースであれば何となくこの長期契約は分かるんですけども、清掃とかそういうものの契約となると、結局、同じ業者が何年も継続して請け負うという形になろうかと思うんですけども、その辺の特定の業者だけに請け負わせるというようなことにもなると思うんですが、その辺のことと、それから、監査委員のほうから、どういうことでそういうことがまずいんだという指摘を受けたのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） まず、契約につきましては、機械警備であれば5年、その他の業務であれば3年という上限がございます。3年経過後には入札を行うということになります。

これまでですと、当初予算成立後、入札あるいは見積合わせを行っていたものが、やはり期間がない、短いということで、当初予算成立前からそういった入札業務をすることが可能であろうということで、事前に入札業務を行うことで、そういった、より入替えが、入替えというか競争原理を働かせるということになります。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） ちょっと、5年、3年というのも、ちょっと私、条例見ていなくて申し訳ないんですが、決めてあるわけですよね、物によっては。結局、耐用年数とかそういうものの年数だと思うんですけども、仮に、清掃であれば5年、それから、いやいや、仮にですよ、であれば5年とかと、そういうものは皆決めてあるわけですか、その項目ごとに。ただ、今回は庁舎等の管理で新たに出てくるわけなので、その辺の条例には、こういう契約は何年だとか、そういうものも当然、附則か何かで決めるということなのか、その辺も確認しておきたいと思いますけれども。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） まず、庁舎管理については、前に3号のほうで定めていますので、そこは、すみません、確認いただきたいと思います。

あと、金額あるいは契約期間の上限については、涌谷町長期継続契約運用指針というものをさらに定めておりまして、そちらで定めているものになります。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） ちょっとこの条例については、もう少し具体的に何々なのか項目を教えてくださいませんか。その辺、議長、ちょっとこう、あまりにも範囲が広く広げるような感じもするわけで、何ていうのかな、詳細を示していただきたいと思うんですけども、ちょっと判断しかねますね、こういう文言だけの説明では。果たして妥当なのかどうか、その辺、あと法的にも問題ないのかどうか、ちょっとその辺は検討しないと何とも言えないところだと思うんですけども。

○議長（大泉 治君） ただいま佐々木敏雄君から資料の提供の申出がございました。後ほどの配付でよろしいでしょうか。（「そうすると、採決はちょっと延ばしてもらおうとかなないと」の声あり）

休憩中に出せますか。（「はい、すぐ出せます」の声あり）

じゃあ暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時44分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

企画財政課長より再度説明を求めます。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お手元のほうには涌谷町長期継続契約運用指針（案）ということで、改正後の指針のほう、お配りさせていただいております。

これの2番ですね。長期継続契約を締結することができる契約ということで、1号については、対象内容、コピー機等で、上限金額については設計価格で1,000万円未満。車両については7年以内、その他物品については5年以内。

（2）の条例第2条第1項第2号では、庁舎等の施設の警備、清掃、設備の保全業務等ですね。上限金額については設計価格で1,000万円未満。契約期間について、警備、機械警備については5年以内、次のページになりますけれども、その他業務については3年以内とするものでございます。

議会、この契約においては、（5）なんですけれども、一番下ですかね、一番下、中段か、「翌年度以降において発注者の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額又は削除があった場合は、発注者においてこの契約を解除することができる」という旨の条項を追加しなければならない。これは、前々、前々って、長期継続契約の前からある契約条項とはなっております。

以上です。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君、もう1回だけ質疑を許可いたします。ただいまの説明でお分かりでしたでしょうか。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 確認ですけれども、長期契約をして、予算が通らなければ契約を破棄だということになるということなんですけれども、そうであれば業者のほうの不利益があるんじゃないかなと思うんです。なので、そうであれば、かえって債務負担行為で何年間と決めたほうが業者としては担保されていいかと思うんですけれども、わざわざこのようにしなくちゃいけない理由は、町は確かにいいかもしれませんが、それはね、どう、あれだ、そういう担保とか必要ないので。その辺がちょっと理解できないんですが、説明をお願いします。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 本来であれば、全て債務負担行為をすべきものと考えております。ただ、国のほうの通達等により、事務の効率化を図る上で長期継続契約という制度ができて、これに基づいて事務の、事務というか、契約のほう行うこととなっております。

○議長（大泉 治君） ほかに。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕



○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号 涌谷町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大泉 治君） 起立多数であります。よって、議案第41号 涌谷町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。



#### ◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第15、議案第42号 ふるさと涌谷創生基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第42号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第241条第1項の規定に基づき設置された基金について、企業版ふるさと納税を原資とし積立てを行い、後年度に事業を実施するため、条文の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくご説明申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎 俊一君） それでは、議案書45ページになります。

議案第42号 ふるさと涌谷創生基金条例の一部を改正する条例についてとなります。

本条……（「46ページ」の声あり）46、失礼いたしました、46ページになります、失礼いたしました。

本条例の改正につきましては、企業版ふるさと納税の運用に当たり、一旦ふるさと涌谷創生基金に積立てをすることとしておりますが、総務省から文言が不足しているという指摘により、企業版ふるさと納税の歳入を積み立てられるよう、文言の追加をいたすものでございます。

それでは、新旧対照表で説明いたします。

37ページお聞きください。

第1条中、下線部分「及び地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業」という文言を追加するものでございます。

議案書46ページにお戻りください。

令和6年6月19日提出、涌谷町長。

説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号 ふるさと涌谷創生基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号 ふるさと涌谷創生基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第16、議案第43号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第43号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和5年12月27日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第374号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日に定められ、現行の被保険者証は同日以降発行されなくなることに伴い、宮城県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により提案するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山 裕行君） 議案第43号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明いたします。

議案書は47ページ、会議資料は7ページになります。

議案第43号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第47号）第291条の3第1項の規定により、宮城県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月19日提出、涌谷町長。

改正内容につきましては会議資料でご説明いたしますので、会議資料の7ページをご覧くださいと思います。

新旧対照表の右側の現行のほう、下のほうになります。別表第1の2と3の「被保険者証及び資格証明書」を、左側の改正案におきましては、それぞれ「資格確認書等」に改めるものです。

それでは、議案書48ページにお戻り願います。

附則でございますが、施行期日は令和6年12月2日からとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更については原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

---

◇

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第17、議案第44号 令和6年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第44号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3億3,034万5,000円を増額し、総額を77億5,158万円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金をはじめとする国・県

支出金の補助内示等によりそれぞれ増減いたすほか、繰入金におきましては、企業立地奨励金の財源といたしましてふるさと涌谷創生基金繰入金を増額いたすものでございます。諸収入におきましては、各種事業の採択により交付金等を計上いたし、町債におきましては、各事業費の補正に伴い地方債を増減いたそうとするものでございます。

次に、歳出でございますが、人件費につきましては、4月の人事異動に伴い、それぞれ組替え、措置いたすものでございます。

議会費におきましては、議員の在職期間に伴う手当等を減額いたすものでございます。

総務費におきましては、地域公共交通の見直しに当たり、タクシー助成も一つの選択肢として考えられることから、タクシー券補助事業を視野に入れた高齢者の免許返納促進に向けた対策の効果実証調査を実施いたすものでございます。また、指定管理施設の環境整備等協定に係る負担金を増額いたし、令和6年度税制改正に伴う定額減税が実施されることから、補足給付金等を計上いたすものでございます。

民生費におきましては、物価高騰の大きな影響を受けている住民税非課税世帯等に対し、生活の支援といたしまして1世帯当たり10万円を給付するものでございます。

衛生費におきましては、老朽化が進む水道管の効率的な修繕、更新を目指し、人工衛星を活用した水道管の漏水調査を宮城県と福島県の事業体が共同で実施するため、国庫補助金同額を計上いたし、水道事業会計へ負担いたすものでございます。

農林水産業費におきましては、江合川の水量減少に伴う渇水対策のため、土地改良区への補助を行い、農業用水の確保を図るものでございます。

商工費におきましては、条例に基づき、企業立地奨励金を増額するものでございます。

土木費におきましては、補助内示により本年度の事業費を見直すほか、資材高騰による八雲住宅1号棟の長寿命化工事について増額するものでございます。

教育費におきましては、GIGAスクール構想を受け児童生徒一人1台の端末を整備いたしましたでしたが、今後さらにICTの利用、活用が進み、児童生徒が一斉にインターネットに接続する状況が増えていくことが予想されるため、本町の校内通信ネットワークについても分析調査を行い、教育環境の整備に努めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお申し上げます。

○議長（大泉 治君） 担当課長から順次説明をお願いいたします。総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） それでは、議案第44号 令和6年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）につきまして、私のほうからは人件費について説明させていただきます。

補正予算書の48ページをご覧ください。

48ページ、給与費明細書でございます。

1、特別職でございます。

比較の欄を見ていただきたいと思います。

長等におきまして共済費で5,000円の増額となっているほか、変更はございません。

次に、49ページ、2、一般職でございますが、一般職総括でございますが、ここでは正職員と会計年度任用職

員を合わせたものとなっておりますので、次のページ、50ページ、51ページをご覧ください。

ア、会計年度任用職員以外の職員、正職員となりますが、こちらのほうで、主なものといたしましては、町長の提案理由にもございましたが、4月以降の人事異動に伴うもので、今回計上しているものでございます。

比較の欄をご覧ください。

職員数で5名の減となっております。他会計の異動あるいは任期途中での退職者等により減となっているものでございます。給料で778万6,000円の減、職員手当で121万7,000円の増、共済費におきましては153万9,000円の減となります。いずれも4月の人事異動後の年間見込み当初予算との差分について、それぞれ増減をお願いするものでございます。

続いて、イの会計年度任用職員に係るものでございます。

比較の欄で職員数6名の増となっているものです。税務課におきましては定額減税に係る事務事業のため2名を、また、小学校、中学校でそれぞれ増員をするものでございます。これに伴いまして、給与費の報酬で712万7,000円の増、職員手当で163万9,000円の増、共済費におきましては154万6,000円の増となるものでございます。

一番下の(2)その他給与費明細に含まれない人件費でございますが、その他の退職手当組合におきましては46万9,000円の減、児童手当におきましては9万8,000円の増と(「98万円」の声あり)98万円の増となっているものでございます。いずれも正職員の人事異動に伴うものでございます。

52ページ以降につきましては参考となりますのでご覧ください。

それでは、4ページにお戻りください。

○企画財政課参事兼課長(大崎俊一君) それでは、議案書4ページになります。

第2表地方債の補正となっております。

1、地方債の変更として、道路整備事業債910万円の減につきましては、国庫補助の内示の減額に伴い減額を行うもの、過疎対策事業債ソフト事業分350万円の増につきましては、上限額の引上げによるものでございます。

2、地方債の廃止として、公用車導入事業につきましては、総務費の2トントラックの購入の財源といたしておりましたが、令和6年度より低公害車の購入については対象外となったため廃止するものでございます。橋りょう整備事業につきましては、国庫補助事業の、国庫補助金の内示の減額により事業の実施を見送ったため廃止をするものでございます。

次に、歳入になります。

8ページ、9ページをお開きください。

終わります。

○健康課長(徳山裕行君) 歳入になります。

16款国庫支出金1項2目1節②新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金119万6,000円の増額につきましては、歳出でもご説明いたしますが、ワクチン接種により健康被害に遭われた方1名に対する給付費でございます。補助率は10分の10となります。

終わります。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長(高橋 貢君) 2項1目1節⑭社会保障・税番号制度システム整備補助金387万6,000円の増額につきましては、歳出、17ページの2款1項5目の情報化推進経費に充当するもの

で、補助率は10分の10となるものでございます。内容につきましては歳出で説明させていただきたいと思いません。

同じく㉔デジタル田園都市国家構想交付金383万円の増額につきましては、歳出の4款3項1目におきまして上下水道施設経費として上水道事業会計への支出するものとなっております、詳細につきましては歳出並びに上下水道事業会計の中で上下水道課長より説明させていただきたいと思いません。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） ㉔物価高騰対応重点支援地方創生交付金2億287万1,000円の増となります。内訳といたしましては、定額減税補給付金事業経費1億2,786万4,000円、低所得世帯物価高騰対策給付経費に7,122万8,000円、天平の湯燃料高騰分として377万9,000円の財源となります。

終わります。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 2目6節㉔こども政策推進事業費補助金につきましては、こども計画策定の財源として交付事前協議を行っていたものですが、全国の都道府県、市町村から国の予算を大幅に超過する協議が寄せられたため、審査が行われた結果、不採択となったことから150万円を減額するものです。

終わります。

○健康課長（徳山裕行君） 3目衛生費国庫補助金1節⑮母子保健衛生費国庫補助金1万6,000円の増額につきましては、3歳児健診の聴覚検査機器の点検費用となっております、補助率は2分の1となっております。

終わります。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） 5目1節⑤防災・安全社会資本整備交付金1,015万円の減額と、⑥道路メンテナンス事業費補助金954万8,000円の減額は、いずれも補助の内示に伴う減額となります。

次の6節⑧社会資本整備総合交付金、木造住宅耐震事業において、国負担分35万5,000円の増額と、住宅外壁改修事業の内示により471万3,000円の減額となったことによる差額435万8,000円の減額となります。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 7目教育費国庫補助金1節①就学援助費補助金1万1,000円の増額でございますが、生活保護世帯の児童の修学旅行費用に対する補助金で、今回新たに対象となる児童が増えましたことに伴い増額するものでございます。

次の④学校設備整備費補助金46万円の増額でございますが、こちらは、小中学校の理科教育用備品購入に係る補助金で、補助率は2分の1となっております。詳細につきましては歳出でご説明いたします。

次の⑩公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金133万3,000円の増額につきましては、GIGAスクール事業で整備いたしました小中学校の学校内のネットワーク環境につきまして、不具合等がないか調査、検証を行うための補助金となっております。今回、交付決定に伴い計上いたすものでございます。補助率につきましては3分の1となっております。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 17款県支出金2項、10ページ、11ページになります、1目1節㉔宮城県ローカル線活性化支援事業補助金50万8,000円は、企画費のローカル線利用促進バス運行事業委託料の財源となります。事業の詳細は歳出で説明いたします。

終わります。

○健康課長（徳山裕行君） 3目衛生費県補助金1節㉑不妊検査・不妊治療費助成事業補助金45万円の増額につきましては、歳出でご説明いたしますが、検査費及び治療費の助成事業となっており、補助率は10分の10となっております。

終わります。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 4目1節農業費補助金㉒担い手確保・経営強化支援事業補助金695万8,000円の減額ですが、事業不採択による皆減でございます。

㉒強い農業・担い手づくり総合支援交付金429万円の減額ですが、事業予定者の取下げによる皆減となるものでございます。

㉓農地利用効率化等支援交付金499万2,000円の増額ですが、割当て内示による増額するものです。

2節林業費補助金㉔小規模林道整備事業補助金100万円の増額ですが、市町村振興総合補助金を活用し、林道の舗装を行うものです。補助率は3分の1です。

終わります。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） 6目1節㉕木造住宅耐震診断助成事業補助金17万8,000円は、県負担分の増額をお願いするものでございます。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 8目教育費県補助金1節㉖スクールサポートスタッフ配置支援事業補助金404万円の増額につきましては、教職員の多忙化を解消するための支援員の配置に係る補助金で、小中学校4校合わせて404万円について交付の内示があったものでございます。

なお、こちらにつきましては、既に単費で配置しております支援員の財源として充てる予定としております。

終わります。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） 3項4目2節㉗河川維持業務委託金は、内示により増額される金額13万6,000円を計上するものでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 20款繰入金2項1目1節㉘財政調整基金繰入金1億1,851万円の増は、歳入歳出の財源調整を行うもので、本補正後の基金の残高は13億8,315万9,000円となります。

3目1節㉙ふるさと涌谷創生基金繰入金2,900万円の増は、企業立地奨励金の財源といたすものでございます。本補正後の基金残高は7億4,224万7,000円となります。

12ページ、13ページをお開きください。

終わります。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 22款諸収入になります。5項5目1節㉚中小企業振興資金貸付保証料補給補助金返戻金18万9,000円の増額ですが、繰上げ返済に伴う増額となります。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） ㉛コミュニティ助成事業250万円の増は、9の3区の集会所へのエアコン設置など備品購入補助事業の財源となるもので、詳細は歳出で説明いたします。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） ⑳教育施設公衆電話使用料6万3,000円の増額につきましては、涌谷中学校及び涌谷第一小学校に設置しております公衆電話の使用料で、昨年度の実績に合わせ計上するものでございます。

終わります。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） ㉑町営住宅防火施設整備補助金4万円は、使用期限を迎える八雲住宅の消火器8本を購入するための全国公営住宅火災共済機構からの補助金となります。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） ㉒高齢者免許返納促進効果実証調査委託料525万円の増は、企画費の高齢免許返納者タクシー助成事業委託料の財源となるもので、詳細は歳出で説明いたします。

23款町債につきましては、地方債で説明いたしましたので省略させていただきます。

それでは、歳出になります。

16ページ、17、失礼いたしました、14ページ、15ページをお開きください。

○議会事務局長（渡邊千春君） 1款議会費1項1目細目2議会管理運営経費3節職員手当等55万6,000円の減額でございますが、議員の在職期間によって期末手当の支給割合が割り落とされるための減。

18節負担金補助及び交付金6万3,000円の減額は、県北地方町議会議長会の負担金が算定額から5割減額することが決定されたための減額となります。

以上です。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） 2款1項1目細目3、次のページ、17ページとなります、職員研修経費30万円の増額でございます。8節㉓普通旅費の30万円の増額となりますが、こちらについては、職員の研修といたしまして自主研修を行うことといたしまして、一人5万円を上限額として6人分を計上するものでございます。自主研修につきましては、これまで、平成26年度以降、要綱を定め実施してもらいましたが、その後、中止とされておりましたが、今回、職員が自ら企画立案しまして、研修先へ折衝を行う、また、選考にプレゼンテーションなどを行うなど様々な経験をさせることによって、職員個々の企画力を向上させようとするものでございます。終わります。

続いて、4目細目2庁舎管理経費10節㉔修繕料71万8,000円の増額につきましては、本庁舎と西庁舎をつないでおります2階渡り廊下につきまして、床材等に不具合が生じておりますので、今回、修繕を行うものでございます。

続いて、5目企画費になります。細目4情報化推進経費387万6,000円の増額でございます。18節㉕その他負担金、番号制度中間サーバ・プラットフォーム利用負担金387万6,000円の増額となるものでございますが、先ほど歳入の中で申し上げましたが、10分の10の補助となりまして、今回、個人番号等を用います番号制度の中間サーバ・プラットフォームの運営を行うに当たりまして、今回、歳入で受けた金額をそのまま負担金として歳出をするものでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 細目6地域公共交通対策経費12節㉖委託料626万7,000円の増のうち、ロ



ーカル線利用促進バス運行事業委託料101万7,000円の増は、宮城県がローカル線の利用促進を目的とし、沿線市町が交流人口と鉄道利用の拡大を図るなどに補助を行うもので、今年度創設されたものでございます。当町では、町民バスが土曜、日曜日の運休となっていることから、土日のイベントへ駅からシャトルバスを運行し、交流人口及びJR利用者の増を図ろうとするものでございます。なお、補助率は2分の1となっております。

次に、高齢免許返納者タクシー助成事業委託料525万円の増は、当町に在住する65歳以上の運転免許証自主返納者に、500円の利用券を月8枚、7か月で56枚を交付しようとするものでございます。

なお、一度で乗車できるのは1,000円まで1枚、2,000円まで2枚、2,000円以上3枚の利用を可能とするもので、7か月間の実証実験となっております。この実証実験を通し、免許返納の効果及び新たな交通体系を構築するためのデータの基礎とする考えとしております。なお、タクシーの発着地のいずれかが涌谷町内になることが対象となっております。

本事業は、国土交通省が実施する高齢者の免許返納の促進に向けた地域公共団体による対策の効果実証調査の委託を受けたデロイトトーマツコンサルティング合同会社から再委託を受けるもので、10分の10の補助事業となっており、来年度以降、まだ事業設計については国のほうでも未定となっております。

また、本事業の採択は6月下旬から7月上旬を予定しており、万が一不採択の場合には、事業は実施し

いことを申し添えておきます。このことについてはご了解いただきたいと思っております。

次に、細目13健康文化複合温泉施設経費7節②記念品20万円の増は、間もなく天平の湯において有料入湯者が400万人に達成するので、400万人達成者に記念品を贈ろうとするものでございます。

18節③その他負担金、施設運営費負担金449万6,000円の増は、令和5年度における天平の湯の指定管理において、燃油・電気代が20%前後高騰しているため、管理協定のリスク分担に基づき、負担金として支払おうとするものでございます。次の施設環境整備負担金500万円の増につきましては、天平の湯の給水側加圧ポンプに不調を来していることから改修を行おうとするものでございます。

10目18節④補助交付金250万円の増は、18、19ページになります、自治総合センターから宝くじを財源に交付されるコミュニティ事業補助金となり、9の3区において集会所にエアコンを整備するなど備品購入への補助を行うもので、10分の10の補助事業となっております。

終わります。

○**税務課長（木村 治君）** 2項徴税費細目3定額減税補足給付金事業経費1億2,786万4,000円の増額につきましては、各議会常任委員会においても説明いたしました。定額減税補足給付金に係る必要経費についてお願いするものでございます。なお、事業経費につきましては、国庫補助金10分の10を予定しているところでございます。

内訳になりますが、1節報酬119万6,000円から8節旅費4万1,000円までの増額につきましては、会計年度任用職員の雇用に係る人件費を計上しております。

次に、10節需用費18万7,000円及び11節役務費122万4,000円の増額につきましては、給付金の支給及び決定通知に係る封筒代、郵送代及び給付金の振込手数料を計上しているところでございます。

次に、12節委託料497万9,000円の増額につきましては、補足給付金事業に係るシステム改修費及び対象者の抽出作業業務等の委託料を計上しております。

18節負担金補助及び交付金1億2,000万円の増額につきましては、給付金想定額として、定額減税の基本となる一人4万円を基準に、人口の約2割程度、約3,000人を想定して計算したところでございます。

以上で終わります。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君） 予算書20ページ、21ページをお開き願います。

3款民生費1項1目細目12低所得世帯物価高騰対策給付金給付経費につきましては、資料でご説明したいので、6月会議資料8ページをご覧ください。

低所得世帯物価高騰対策給付金給付事業でございます。

国のデフレ完全脱却のための総合経済対策として物価高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯に対する支援を目的として給付金を支給するものです。

支給対象世帯及び支給額ですが、①基準日となる令和6年6月3日において涌谷町の住民基本台帳に登録があり、令和6年度新たに住民税が非課税となった世帯及び住民税均等割のみ課税となった世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給いたします。

さらに、②のこども加算といたしまして、上記支給対象世帯のうち18歳以下の児童（平成18年4月2日以降生まれ）を扶養している世帯に対しては、児童一人当たり5万円を支給いたします。

支給時期につきましては、7月に支給案内等を発送し、8月から支給を開始する予定としております。提出期限でございますが、令和6年10月31日としております。

それでは、予算書20ページ、21ページへお戻りください。

細目12低所得世帯物価高騰対策給付金給付経費1節報酬から8節旅費までは、会計年度任用職員に係る経費、10節需用費から、次のページに行きまして、12節委託料、給付金システム改修業務委託料までは、封筒代や郵送料などを含む事務経費を計上いたすものです。

19節①扶助費、低所得世帯物価高騰対策給付金6,925万円の増額につきましては、住民税非課税世帯分として300世帯、均等割のみ課税世帯分として350世帯、こども加算分として住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯を合わせて50世帯、児童数にして85人分を見込み、計上いたすものです。

財源は、歳入でご説明いたしました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、全額国庫補助金でございます。

終わります。

○健康課長（徳山裕行君） 3目老人福祉費細目5介護保険対策経費27節①介護保険職員給与費等繰出金12万4,000円の増額及び介護保険その他地域支援事業費繰出金785万3,000円の減額につきましては、人事異動に伴う職員人件費及び会計年度任用職員の人件費の変更によりそれぞれ増減するものでございます。

終わります。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 細目6介護サービス事業費18の3その他負担金、老人保健施設事業会計負担金につきましては、運営資金への負担金として8,000万円、災害復旧事業債利子分5万3,000円、合わせて8,005万3,000円を増額するものでございます。

23の1投資及び出資金、老人保健施設事業会計出資金79万5,000円の増額は、災害復旧事業債の元金償還金に対する出資分でございます。

先ほどの償還金利息 5 万 3,000 円と元金償還分 79 万 5,000 円については、当初予算の計上漏れでございました。大変申し訳ございませんでした。

終わります。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君） 4 目障害者福祉費細目 7 地域生活支援費 18 節④補助交付金、障害者自動車運転免許取得・自動車改造助成事業補助金 10 万円の増額につきましては、障害者の社会参加を促進することを目的に費用の一部を補助するものです。当初予算で計上した 10 万円は既に改造助成事業補助金として交付済みであり、今回、別の方から自動車運転免許取得助成での申請があったことから、1 件 10 万円を計上するものです。

終わります。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 2 項 1 目細目 8 児童虐待防止対策経費 11 節①通信運搬費は、要保護児童対策地域協議会会議資料の郵送料で 1 万 5,000 円、②手数料は、こども家庭センターで使用する相談管理システムの保守管理料で 29 万 3,000 円、それぞれ増額するものです。

次の 24、25 ページをお開きください。

5 目細目 2 放課後児童クラブ運営事業費、修繕料は、杉の子児童クラブウッドデッキの修繕のため 49 万 4,000 円の増額をするものです。床面の一部が沈み、段差が生じている部分に児童がつかずいて転倒しており、早急な修繕が必要となっております。

6 目細目 3 こども園経費 10 節、修繕料は、浄化槽原水ポンプフロートの自動制御が不能となっているため修繕をするもので 17 万円、11 節、手数料は、固定遊具の点検に要する費用で 6 万 7,000 円、14 節工事請負費は、アリーナの天井パネルが一部外れるおそれがあるためパネルの交換工事を行うもので 156 万 2,000 円、それぞれ増額をお願いいたします。

終わります。

○健康課長（徳山裕行君） 4 款衛生費 1 項 1 目、26 ページ、27 ページをお開きください、細目 3 母子保健事業費 18 節④不妊検査費・不妊治療費助成事業補助金 45 万円の増額につきましては、不妊検査費の上限が 3 万円の 5 人分で 15 万円、不妊治療費上限 5 万円の 6 人分で 30 万円を増額するものでございます。

この事業につきましては、これまで県で行ってございました助成事業を令和 6 年度から市町村が実施することとなり、県の要綱が 5 月に制定されたため、6 月補正に計上いたします。

続きまして、2 目予防費細目 1 予防接種経費 10 節④印刷製本費 11 万 1,000 円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の予診票の印刷費でございます。新型コロナウイルスワクチン予防接種につきましては、インフルエンザの予防接種と同時期に実施するという国の意向もあり、実施につきましては 10 月からの開始予定となっております。インフルエンザの予防接種予診票を 9 月中旬には配布することから、6 月補正に計上するものです。

18 節④新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金 119 万 7,000 円の増額は、ワクチン接種により健康被害に遭われた方 1 名に対する給付金でございますが、令和 3 年度に職場で行う予防接種をしましたところ、目に障害が現れ、大崎市民病院で検査をし、その後、入院加療となったものでございます。

終わります。

○上下水道課長（岩淵 明君） 3項上水道費1目細目1、18節③その他負担金の水道事業会計負担金383万円の増額は、歳入で総務課長から説明いたしましたデジタル田園都市国家構想交付金相当額を水道事業会計へ繰り出すものでございます。衛星を使った漏水調査業務に係る事業費に対するものでございますが、詳細は水道事業会計補正予算で説明いたします。

終わります。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 4項1目細目2医療福祉センター管理経費10の6修繕料10万円は今後の見込みによる増額、次の2目細目1研修館健康パーク運営経費18の3施設運営費負担金34万円の増額は研修館指定管理施設の負担金で、電力、電気などの高騰に対する協定に基づく負担金でございます。

終わります。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 28ページ、29ページをお開きください。

6款1項3目細目1農業振興対策事業費9万6,000円の増額ですが、世界農業遺産関連の8月8日から9日にかけて岐阜市で開催される東アジア農業遺産学会に参加するため、旅費及び負担金を増額するものです。

細目3ブランド米創出事業経費4万8,000円の増額ですが、7月8日に神奈川県横浜市で開催される宮城みどりの食と農の推進協議会総会に参加するため、係る経費について増額するものです。

5目細目3農業用排水路整備事業費18節③土地改良区渇水対策事業負担金600万円の増額ですが、昨シーズンの冬の暖冬により降雪量の不足及び春の降雨量の減少により、江合川の水位が低下し、稲作に必要な用水がくみ上げられない状態でした。このことにより、田植の開始や田植自体ができない状態となったものです。このことを解消するため、影響のあった佐平治揚排水機場、上町揚排水機場に係る河川部にて取水できるように処置するため、涌谷町土地改良区に負担金として補助するものとして計上するものでございます。終わります。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） 続いて、8目細目1農村環境改善センター運営経費10節⑥修繕料116万円の増額ですが、非常灯照明の不良箇所を修繕するものです。

30ページ、31ページをお開きください。

終わります。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 14目細目2石仏広場管理経費14節①水抜き設置工事10万円の増額ですが、石仏広場の水道については、冬季間、凍結防止のため水道を停止しておりますが、閉鎖期間中に無断で使用されている状態であります。その後、水道の開けっ放しにより水道料金がかかる影響が出ております。そのため、水抜き栓を設置し、対策するものでございます。

17目細目1水田農業構造改革対策事業経費、担い手確保・経営強化支援事業補助金625万6,000円、強い農業・担い手づくり総合支援交付金429万円については、歳入で説明したとおり、不採択及び取下げによる皆減でございます。

農地利用効率化等支援事業補助金499万2,000円の増額は、割当て内示により計上するものでございます。補助内容は、1経営体に汎用コンバイン導入のため10分の3以内で補助するもので、歳入と同額となります。

2項1目細目1林業振興対策経費14節①林道太田成沢線舗装工事300万円の増額ですが、林道太田成沢線の未舗装部分の舗装をするため、市町村総合振興補助金を活用し実施するものです。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 7款商工費2目細目2企業誘致対策経費18節、32ページ、33ページになります。企業立地奨励金2,862万5,000円の増は、固定資産税相当額の補助が新規で1件あるほか、ウェルファームフーズの土地取得奨励金として2,779万6,000円を増額いたすものでございます。いずれも企業立地促進条例に基づき交付するものです。

終わります。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 3目細目1観光振興対策経費10節④印刷製本費18万5,000円の増額ですが、観光パンフレットの今年度の印刷に当たり、当初より不足が見込まれるため、増刷するため増額するものでございます。

終わります。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） 8款土木費でございます。1項1目細目2土木総務経費12節①委託料、木造住宅耐震診断委託料71万2,000円の増額ですが、当初予算では近年の実績から1件分の予算措置でございましたが、年度初めから問合せが多く、さらに5件分の増額をお願いするものでございます。

要因として、今年の元旦に能登半島地震が発生したことや、職員が戸別訪問してきたことにより、改めて震災に備えようと考えたのではないかと考えております。

この耐震診断は、耐震基準の変更となった昭和56年5月以前に着工した木造戸建住宅が対象となっております。委託料は1件14万2,400円ですが、歳入においても、国負担分、県負担分の増額をお願いしており、補助率は国2分の1、県4分の1、町4分の1となっております。

次に、2項1目細目2道路橋りょう総務経費10節⑥17万6,000円の増額につきましては、涌谷橋の分電盤修繕に係る費用でございます。

18節④補助交付金13万7,000円の増額は、歳入にございました内示により増額となった河川維持業務委託金を河川愛護会補助金として充てようとするものでございます。

次のページ、34ページ、35ページをお開きください。

2目細目1道路維持補修事業費10節②消耗品費23万7,000円の増額は、道路維持に必要な2次製品等を購入する費用としてお願いしております。

14節①工事請負費、町道維持補修工事300万円の増額は、当初の舗装補修分は発注し、不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。

3目細目1道路新設改良事業経費12節①委託料288万7,000円の減額ですが、（補助）とある橋梁点検業務委託料53万2,000円の減額と、一つ飛ばしまして（補助）掃部沖名橋設計業務委託料700万円の減額は、内示により減額となります。一つ上の（補助）橋梁長寿命化計画策定業務委託料10万円の増額は、財源調整のため増額をお願いしております。次の桑木荒6号線外測量設計業務につきましては、現道が道路として利用されている部分について測量し、用地の協力をいただこうと考えております。

14節①工事請負費、（補助）橋梁工事900万円の減額と（交付金）道路改良工事2,020万円の減額は、いずれも内示による減額となります。

3項2目細目1公園管理経費12節①委託料、都市公園遊具等点検業務委託料12万8,000円の増額は、都市公園

の遊具やパーゴラ等の点検について、今年度から経費が変わったことにより、不足分の増額をお願いするものでございます。

4項1目細目1公営住宅管理経費10節②消耗品5万7,000円は、消防点検により八雲住宅の消火器8本が今年12月で使用期限を迎えるため、歳入で申し上げた全国公営住宅火災共済機構からの補助金を利用し更新する費用となります。

12節①委託料、訴訟委託料20万円と強制執行退居業務委託料30万円は、昨年度委託契約しておりました案件が執行官の都合により今年度となったため計上するものです。

14節①工事請負費、(社総交)八雲住宅1号棟外壁改修工事800万円の増額につきましては、資材の高騰により予算が不足することから計上するものでございます。なお、歳入でご説明したとおり、補助金が内示により減額となっておりますが、外壁工事という性質や入居者への配慮を含め、部分的に完成させることはできないとの判断から、一般財源を増額して施工しようと考えているものでございます。

終わります。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長(高橋 貢君) 次のページ、36ページ、37ページをご覧ください。

9款1項2目細目1非常備消防経費でございます。10節②消耗品費4万4,000円の増額につきましては、消防用で使用しておりますAED装置に係るバッテリーの交換の時期となりましたので、今回、交換を行うものでございます。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長(内藤 亮君) 10款教育費1項2目細目2事務局経費7節報償費、幼稚園適正化検討委員会謝礼14万7,000円の増額につきましては、園児数の減少に伴い、適正化検討委員会を設置し、町立幼稚園及びさくらんぼこども園の適正規模・適正配置について検討し、方針について答申していただくものでございます。

なお、委員構成につきましては、各園の保護者代表、各園の園長、地域の代表、また、関係機関の職員などで構成しております。来年度の入園募集が始まります前までに答申をいただく予定で進めたいと考えております。

次の11節役務費①通信運搬費24万7,000円の増額につきましては、先ほどの幼稚園適正化の検討に係るアンケートの郵送料、それから、小中学校及び幼稚園に各1台ずつ配置しております緊急連絡用スマートフォンの電話料金について増額をお願いするものでございます。

続いて、13節使用料及び賃借料、パソコンネットワーク使用料249万4,000円の増額でございますが、小中学校の教職員用パソコンのネットワーク使用料につきましては、当初予算で計上いたしました機器の単価に誤りがありましたことから増額をお願いするものでございます。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、細目4スクールバス運行経費15節原材料費5万円の増額につきましては、スクールバスの発着所として利用している箇所の手当料につきましてお願いするものでございます。

次のページ、38、39ページお開き願います。

細目11GIGAスクール経費12節委託料、ネットワークアセスメント業務委託料400万円の増額でございますが、歳入でご説明いたしました小中学校のネットワーク環境の調査及び検証に係る業務委託料でございます。

続きまして、2項細目2小学校管理経費1節報酬から8節旅費までの会計年度任用職員の人件費でございます

が、今年度から涌谷第一小学校及び箕岳白山小学校の業務員につきまして、職員の退職に伴いまして会計年度任用職員を採用したことによるものでございます。

10節需用費⑥修繕料15万円の増額につきましては、月将館小学校のプールの量水器の交換に係る費用をお願いするものでございます。

続いて、13節使用料及び賃借料34万6,000円の減額につきましては、涌谷第一小学校の障害児用階段昇降機のリース料につきまして、対象となる児童が長期入院することとなりましたことから、リース料3か月分を減額するものでございます。

続きまして、2目細目1小学校教育振興経費10節需用費②消耗品費77万4,000円の増額につきましては、今年度小学校の教科書の改訂に伴いまして指導用教科書が値上がりしておりましたので、そちらの分と、特別支援学級分の追加購入に伴いまして、増額をお願いするものでございます。

17節備品購入費39万5,000円の増額につきましては、歳入でご説明いたしました補助金を活用した理科教育用備品の購入に係る費用で、今回、生物顕微鏡などを購入しようとするものでございます。

次のページ、40ページ、41ページお開き願います。

3項1目細目2中学校管理経費10節需用費⑥修繕料30万円の増額につきましては、今後の修繕見込み費用につきまして増額をお願いするものでございます。

11節役務費②手数料、トイレ浸水調査手数料6万6,000円の増額につきましては、北校舎3階の男子トイレに原因不明の浸水がありましたことから、浸水の原因の調査を行おうとするものでございます。

14節工事請負費、体育館汚水枦廻り改良工事69万3,000円の増額につきましては、体育館トイレの排水を受ける汚水ますにつきまして、木の根が張り出し詰まりの原因となっておりますことから、汚水ます周りの改良工事を行おうとするものでございます。

続きまして、2目細目1中学校教育振興経費11節役務費、公用車保険料1万3,000円でございますが、当初予算で計上すべきところを計上漏れとなったものでございます。大変申し訳ございませんでした。

次の17節備品購入費、教育用備品購入費61万6,000円の増額につきましては、小学校と同様、補助金を活用した理科教育用備品の購入費用で、電子天秤などを購入しようとするものでございます。

次の42、43ページお開き願います。

4項1目細目2幼稚園管理経費10節需用費⑥修繕料25万7,000円の増額につきましては、涌谷南幼稚園の水抜き栓などの修繕を行おうとするものでございます。

終わります。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 細目5幼稚園保育委託経費、償還金につきましては、令和5年度分の給食費過誤納付金として4万5,000円の増額をするものです。

終わります。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） 44ページ、45ページをお開きください。

5項3目細目1文化財保護経費18節④補助交付金2万円の増額につきましては、町指定文化財小里柳沢のイチイが令和6年2月の降雪により一部損壊したため、生存している枝の延命を図るため、緊急で損壊部を撤去、整形した費用について、交付要綱に基づき、対象経費の2分の1以内を交付するものでございます。

続いて、6項1目細目2保健体育事務経費18節④補助交付金、全国大会等出場補助金3万円につきましては、令和6年2月に北海道函館市で行われました第3回全日本少年少女空手道選抜大会に出場された方がいらっしゃいましたので、交付要綱に基づき交付するもの及び今後の見込み分を含めて措置するものでございます。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 2目細目2給食センター運営経費10節需用費⑥修繕料34万3,000円の増額でございますが、給食センターのボイラー及び食器消毒保管庫の修繕を行おうとするものでございます。

次の14節工事請負費、除害施設改修工事72万9,000円の増額でございますが、公共下水道に流す前に有害物質を除外する施設、除害施設につきましては、不具合が生じておりますことから、改修工事を行うものでございます。

終わります。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） 46ページ、47ページをお開きください。

3目細目1体育施設管理経費10節⑥修繕料46万5,000円の増額につきましては、本年4月より生涯学習課で管理運営しております公民館南側にありますテニスコートにおいて、照明の一部で不点灯箇所がありましたので修繕するものでございます。

以上で令和6年度浦谷町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終了いたしました。

休憩いたします。

再開は2時10分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。

なお、人件費全般についての質疑はここでは行わず、各予算の款項において質疑を行いますのでご了承願います。

4ページ、第2表地方債補正について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に、歳入は一括質疑となりますが、23款町債につきましては省略いたします。

8ページ、16款国庫支出金から13ページ、22款諸収入までについての質疑ございませんか。6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 12、13ページの雑入のうち一番最後の高齢者免許返納促進効果実証調査委託料。これが同額で支出ございましたが、一緒になってしまうようなことがあるんですけども勘弁していただきたいんですが、これはたしか国交省がお金出しどころだという説明だったと思うんですけども、このタイトルからして



支出はちょっと違って来るんだけど、これってもしかしたら採択ならないかもしれないという説明もあったんだけど、メニューが何かあって手挙げ方式の事業なのかどうなのか、最初それを伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

先ほど説明したように、歳出は企画費の高齢免許返納者タクシー助成事業委託料で、10分の10の補助事業となっております。

この事業については国交省からデロイトトーマツコンサルティング合同会社が採択を受けて、そこからの補助事業となり、全国の手挙げ方式となっております。

実際、事業のほうはまだ国のほうで決まっていないということもあって、うちのほうでも打ち返しということで補助内容の修正を求められている部分もあるんですが、補助のほうに手挙げ、手挙げというか申請のほうをしており、採択については6月末から7月上旬の採択となる予定です。

○議長（大泉 治君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） それはよく分かったんですけども、たしかタクシー券、タクシー券というか商品券というか、何かそういうのを配って使っていただけるという内容だと思うんですけども、メニューというかその手挙げするときにもっと違うメニューなんかもあったのかどうなのか。その中からいろいろみんなで相談してその事業に決めたのか、そういったこと、ちょっとその辺を伺いたいです。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 目的は、高齢者の免許返納の促進ということになっております。これについての実証の効果を指すもので、交通事業者が割引対象者に運賃割引を行うなどの割引支援、あとは広告宣伝や交通事業者の支援ということが補助対象経費となっております。（「内容でなく、ほかのメニュー」の声あり）だから、メニューとしてはこれしかないのです。

○議長（大泉 治君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） ほかのメニューなかったんだということが理解できたのでいいんですけども、我々も間もなく免許返納というか、もしかしたら、したのかも分からないですけども、そういったことなので。

ただ、いわゆる商品券方式出して、残った分だとかそういうようなものは、そういうことはどうなるのか、よくまだそういった細部については分からないんだろうかね。その辺ちょっと今確認しておきたいんですが。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） まだ細部については、あとまた変更になる余地があるんですが、もし余った場合、配っても使用されなかった場合等考えられるんですが、その場合は補助の返還と、使わなかった分、補助の返還ということになると思います。（「 ました」の声あり）

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） それでは、歳出に入ります。

歳出は、項ごとになります。

14ページから15ページまで、1款議会費1項議会費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく14ページから19ページまで、2款総務費1項総務管理費。10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 補正予算書16ページ、17ページですけれども、前者もちょっと質疑していましたが、地域交公共交通対策経費で、補助金を使つてのローカル線利用促進バス運行业務委託料と高齢免許返納者タクシー助成事業委託料ありますが、説明は受けたのですが、ローカル線の利用促進のバスの委託料としては、土日のシャトルバス、町民バスを使つてのシャトルバスということでしたので、そういった行事、イベントが今後どういうことを想定されているのか。そうすると、涌谷駅、役場前のバス停から出るのか、いろいろなルートが考えられますけれども、そういったルートをお聴きしたいということと、返納タクシー助成事業ですけれども、ほかの自治体はもう返納すれば、免許返納すれば、タクシー券なり何らかの交付しているわけですが、涌谷町は今のところやっていないですね。やっていた。あ、やっていたんだ。

それと、タクシー、この助成事業500円掛ける8枚。500円、デマンドだと、なかなか町内だけだと、必ずしもニーズが町内だけとは限らないというのがあって、そういった点では、どのぐらいの調査、ニーズ調査みたいなものがあるんだろうと思うんですけれども、この500円という金額はどういった想定をしているのか。

2点にわたって。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

まず、ローカル線の活用につきましては、土日というか、ろまん館の30周年記念がちょうど開催されます。まずそれには運行させたいなと思っておりますし、あと少々、昨年、一昨年からやっている佐々木家の紅葉狩りなんかでも活用できるんじゃないかと思っております。

ただ、複数箇所を結んでしまうと路線バス扱いになって、国交省の申請、運輸局かな、運輸局への申請が必要になる場合もあるので、その辺はちょっとこれからルート設定のほうはしていきたいなと思っております。

2点目の高齢者返納につきまして、当町ではバス、町民バスの無料券1年分を、返納したときに回数券としてお渡ししている状況でございます。

500円の設定なんですけど、1枚500円で、2,000円を超えたら3枚まで使える。大体、町内を利用して半額補助という計算、想定しております。

以上です。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 1点目のローカル線利用のバスの業務委託料ですけれども、これは、いわゆる涌谷駅を経由しないと対象にならないのか。せっかくローカル線の利用促進ということの補助金なので、そういった点では町外からの方を想定しているのかどうか。

あと、返納の件では、65歳以上の方の7日、7か月か、そういった点で、6月下旬からというふうに、うまくいけば6月下旬からこの業務が委託できるということで、これはどうなんですか、タクシー会社1件、町内1件ですけれども、1件に対してそういったタクシー券を周知しなきゃいけないと思いますけれども、その点はいかがなんでしょうか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） まず、ローカル線につきましては、涌谷駅が拠点となります。先ほど説明したとおり、交流人口と鉄道利用の拡大が目的となっておりますので、主に町内の方というよりはやはり町外の方、JRを利用して来ていただいて、活用していただくということになります。

次、高齢者につきましては、町内タクシー会社1件しかないんですが、申請に当たっては、町内のタクシー会社の方とは調整を図って了解を得ているところでございます。

以上です。

○議長（大泉 治君） ほかに。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 17ページの健康文化複合温泉施設経費でございますけれども、18の③その他負担金で施設環境整備負担金500万円ですけれども、これは見積み取った金額ということなんでしょうか。金額が500万円であれば、当然町で負担するというか、修繕なりしなくちゃいけないものと思うんですが、その辺はどうなっているのかお伺いします。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 既に見積りは取っております。それで、当初での修繕取っている予算があり、その差額がございましたので、それと差引きして今回500万円の計上をさせていただいております。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） じゃあ今回で補正で修繕という形じゃないということ。前回のというと、それはもう見込みで取っていたということの捉え方なんでしょうか。これ、町で当然、修繕をしなくちゃいけないということであれば、修繕料とか工事費とかそういう形で計上するのが妥当じゃないかなと思うんですが、その辺も含めてお願いします。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） すみません、説明が悪かったようで申し訳ございません。

当初で取っておりました負担金について残がありましたので、それと合わせて、今回、見積りは500万円以上だったんですけれども、その残分と合わせて500万円ということで計上させていただいております。

工事につきましては、指定管理にお願いして工事をしていただくようになっているため、負担金としてお出ししている格好となります。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） ちょっと当初のと差引きというか相殺したということなんですか。そうすると、500万円じゃなくてもっと金額は、修繕料はかかっているということで（「高くかかるということ」の声あり）かかるということなんですね。

ただ、契約はどうなっているのか分からないですけれども、あくまでも町が修繕するという契約であれば、予算書に載せなくちゃいけないかなと思うんですよ、その工事費なり修繕費なりで。負担金で出すということは、ちょっと合わないんじゃないのかな。町で修繕する、直営で修繕するということになっているんだと私は理解していたので、その辺は、契約とかそういう問題にも波及するし、業者の選定とかそういうことも波及すると思うんですが、その辺はどこまで調べているんですか、担当側としては。果たしてその業者が正しい、正しいんじゃないな、入札とかそういうのが正しく行われているかどうかということまで確認しているかどうか確

認、確認というか、担当としては行っているのかどうか確認したいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

指定管理の行っている施設については、これまでも、機械設備については、営業上、指定管理で行っていただいております。どうしてもメンテとかなんとかというので保守管理も入っておりますので、そのまま壊れれば修繕という形になるものが多くなっているところでございます。

なので、指定管理ということで、町の工事、業務委託ではなく、負担金で出させていただいているという形になります。もし施設管理から離れてどこが壊れたという場合については、町のほうで工事として発注する場合もでございます。

○議長（大泉 治君） 5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） やはり私も16から17ページの健康文化複合温泉施設経費なんですけれども、施設運営費負担金、先ほど電気代、リスク分と話していました。これに関して、これからも電気代の、例えばまた高騰しますよね。そういうときに、またこのように出していくのかどうかと、あと、先ほど前者が質問しました施設環境整備負担金なんですけれども、これは前に工事しましたよね。それ、前にもたしか、何ていうんですか、大分傷んでいて、加圧ポンプというか何か工事、ここ何か月前だったかやったような気がします、私は。そのときと同じような工事なのかどうかですね。そして、やはりこの工事がどのぐらい最終的にはかかるものなのか、それをお聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

まず、運営費負担金につきましては、リスク分担に伴う令和5年度の燃油高騰及び電気料ということで計算し、負担するものでございます。

なので、今年度も、引き続き20%以上、契約時からの、契約時積算した金額の20%以上、10%以上か、10%以上であれば、リスク分担ということで協議をすることになります。協議を行い、もし負担するという場合には、やはりこういう形で予算には反映されてくるかと思っております。

次の環境負担金のほうなんですけれども、ポンプ、前回別なものが壊れております。今回のやつについては、1回お湯をためてから館内に回すためのポンプが不調を来してしまっていて、それも二つあるんですけれども、二つあるうちのひとつが調子が悪い。それ両方、直さないでそのままにしても、両方壊れてしまったらやっぱり館内休館しなきゃならないという事態に陥るので、今回、直すということで決めさせていただいております。

○議長（大泉 治君） 5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 契約時に、すみません、施設運営費負担金なんですけれども、これ10%、契約時に協議してという話を今いただきました。ただ、これから電気代が物すごく高騰していきますよね。そのときに、やはり物すごい金額になっていっても、この契約は契約なので、これを町で負担するというところでよろしいんですか。

そうすると、何か、これを請け負ったまち感動クリエイティブではすごい何か有利な契約をしたんじゃないかなと私思ってしまうんですけれども、でも、それはやはり契約時、これは何年契約、やはり、何ていうんです

か、指定管理受けたときからの最終までのあくまでも契約ということですよ。そのときは、そういう、これから燃料費が高騰するであろうということは想定はしていなかったと私は思うんですけども、だから、すごい意外な金額が出ていくんじゃないかなと、これ今後思います。

それと、前にも私、質問したんですけども、やはり老朽化しています、温泉は。かなりの年数がたっていますので。だから、こういうふうに、環境整備ですか、こういうのも、これからさらに壊れていったときに、機械が壊れていったときに負担、町ではしていかななくてはいけないというふうに思いますけれども、それもやっぱり、このまち感動クリエイティブの契約なので、あくまでも町ではこれを負担していかないといけないというふうな解釈でよろしいんですか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） まず、運営費、リスク分担の部分ですね。リスク分担につきましては、まず、指定管理制度として指定管理料をお支払いするんですが、指定管理料の払い、積算の仕方というのが、まず営業してみて収入があつてどれだけ足りないか、不足、赤字になるか、そこが、そこで指定管理料というのは決めております。5年間の契約ということで、前回、2年前に契約のほうさせていただいております。

その電気料というのは2年前の電気料で積算しておりますので、当然、その赤字、指定管理料というのも、その当時の電気料で計算しております。現在、電気料が上がった状態であれば、指定管理者についてはやはりその分は赤字をこうむっているという考え方で、それを指定管理料として補填する。それがリスク分担分だよということで補填しているということになります。なので、指定管理料が続く間というか、指定管理制度の指定管理料、指定管理の契約が続く間、やはりリスク分担というのは伴っていくということをご了解いただきたいと思っております。

次の施設管理のほうなんですけれども、やっぱり天平の湯、佐々木議員さん、常に行っているから分かるかと思うんですが、かなり外形も壊れております。例えば、何だろう、個室のほうの廊下の屋根なんかはもう雨漏りで落ちそうなくらいということで、直さなければならないというところはかなりありますし、見えないところも大分直さなければならないというところもあります。そういうところは、やはり指定管理の設置者として負担はしていかなければならないと思っております。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 私も同じところの質疑でございますけれども、今の課長の説明を聴いていて、とても納得いきません。要は、指定管理を受けた業者が、業者が発注して涌谷町の持ち物を直すという。本来だったら、涌谷町が独自に、要は温泉の、要は湯船の上の屋根が落ちたという、前にもありましたけれども、これは工事費として涌谷町が見積りをして入札をして、前田さんという業者にとらせた経緯あります。なぜ今回は、指定管理の中で環境整備負担金という、1回その業者に渡して、業者が発注して直すという形を取るのか、とてもこれ納得いきません。こういうやり方していたら、涌谷町の入札規定に合わなくとも、その方が直接業者1社だけに言い値でこの値段でやってけろということも可能性としてはあるんですよ。それをやられちゃうんですよ。それでもこういう負担金にしちゃうのかどうか。なぜ今までどおりできないのか。その辺についてお伺いします。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたが、機械設備ということで保守が入っております。その中で保守やっている業者ということで、修繕を委託するものでございます。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 保守であろうとさ、業者は、今現在そこを保守点検やっている業者があるかもしれません。しかしながら、その1社だけの金額を聴いて、ポンプを直す、何を直すといった場合に、それだけでいいのかという話なんです。1社しか知らなければ、その値段なんです。でも、ポンプ屋さんなんていうのは、エハラポンプだ何ポンプだと、いっぱいあるんですよ。それを見積合せをしてやるんだったら分かりますけれども、今運営しているところだからそこをお願いするというのは、ちょっといかがなものかなと私は思いますけれども、その辺の改善策はないんですか、改善しようとも思わないんですか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 今お話ししたとおり、保守というところで、保守、機械が変われば当然保守も変えなければならないということにはなります。それで、当然契約しているので、保守変われば違約金か何かは払わなきゃならないということにもなってくるかと思えます。

その中で1社、1社の見積りでいいのかどうかということについては、やはり、できるのであれば、2社、3社ということで見積りは取らせていただいております。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 課長ね、何でもそうなんですけれども、課長が言っている、保守点検やっているからその業者だと言うかもしれませんが、我々の町民の血税を預かっているお金でやりくりしてやっているわけですよ。そして、今、前者も言いましたけれども、もう今、老朽化して施設全体がもう直さなきゃない状況も今あるわけですよ。じゃあ今運営している会社が、施設を運営しているところがね、じゃあそこに、直すのも、屋根も直すのも何も直すのも、あんたのほうで今扱って運営しているんだからやってけろとは言わないでしょう。ただ、このポンプに関しては、今までやっているところがやってもらったほうが便利だという部分の中で、そういうふうな考えでしょうけれども、私としては、やっぱり涌谷町が、あくまでも、保守点検やっているところであろうとも、涌谷町が発注者になってやるべき入札というよりも見積りも取るべきではないかなと。それを、指定管理を受けたところが、それを見積りを出させて指定管理者が負担金をもらっているんで、その負担金で支払いをすると、業者に直接支払いをするということでは、ちょっと違うんじゃないかなと。一般業者ですよ。預かっている方も、正直言えば、温泉経営もしたことない素人ですよ。今は、副町長が言うには、ちょっと1万人まで来て、コロナ前よりも3,000人ぐらまで、もう近づいてきている部分は言っていましたけれども、でも、そういう施設に関してのことに関しては、やっぱり涌谷町が主導権を持ってやらないと、1回業者にお金を預けて、そこであんたのほうで直してけろみたいな話では、やっぱり指定管理で、負担金だけで収めるというのは、私はちょっと違うんじゃないかなと。

やっぱりだから、それは、今回はそのように考えたということでしょうけれども、今後に関してはそこを変えていくべきではないかなと、皆さんもそういうふうには思っていると思うんですよ。

だから、課長ね、これから直すところいっぱい出てくると思うのさ。だから、そういう部分でも、運営会社は

運営会社、指定管理者は指定管理者。ただ、業務内容によってはということもあるかもしれませんが、  
涌谷町の施設をポンプであろうが何であろうが涌谷町の施設のものだったわけですから、やっぱりそれは涌谷  
町が絡んだものにしないといけないと私は思うんですが、いかがですか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えいたします。

指定管理については、運営管理お任せしているというところになっておりますけれども、やはり門田議員さん  
おっしゃったとおり、そうやって不安があるのであればちょっと私のほうでも考慮させて、考慮というか、今  
後のことを対応考えていきたいとは思っております。

ただ、やっぱり温泉施設なので、急に壊れたとか何とかというのは出てきて、やっぱり保守というのが大切  
なものでございます。急に壊れて駆けつけていただくという業者も必要ですので、その辺を考えながら、ちょ  
っと議員さんおっしゃったように考えていきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） すみません、それに関連してもう少し質問させていただきます。

施設運営費負担金、これ前だと指定管理料のプラスということで処理していたと思うんですけれども、名前変  
わったのはどうでもいいんですけども、そういったことで、予算議会のときだったかな、そういったような質  
問をしたときに、いや、いわゆる指定管理受けたところが努力しているからという答弁を受けたはずなんです。  
今回こういった補正、6月議会で出てくるということは、もう既にその頃、燃油価格が上がってちょっと苦し  
いねとかという話はもうあったはずなのに、答弁は、いや、そこが努力しているんですという答弁を受けたん  
です。

それはちょっと、それもやっぱり私も納得いかないんですけれども。であればですよ、それはそこまで仕方な  
いとしても、そこで負担金としてまた更に一般会計が負担するのであれば、天平の湯というか、あそこのやっ  
ぱり決算書というか、決算書として出るとかどうなのか分からないけれども、途中経過の分として出るとか分  
からないけれども、そういった資料が出てこない、いや妥当だねとか我々判断ができないと思うんです。執  
行部が449万6,000円支払わなきゃいけないんだよと、なんかの計算上はそうなんだろうけれども、やっぱり妥  
当な数字というか納得できる資料がないと、先ほどもほかのことだったんですけども、納得できる資料がない  
と判断のしようがないというか、そういうことになります。

施設環境整備負担金の話も全く私も前者と同様です。それはもういいんです、いいんですけれども、上の施設  
運営費負担金の資料は今後出していただけるのかどうか、まずそれを伺います。

○議長（大泉 治君） 6番議員、決算書等々については、現在の議題であります補正の部分からは大きく離れる  
ものでございますので、ただいまの出してもらえるかということについては、取り下げてくださいと思います。  
6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 出していただかないと、この数字が分からないんじゃないですか。

○議長（大泉 治君） いや、全然関係ない。決算書を見ても。今回、補正ですから、関係ない話。

○6番（稲葉 定君） 補正だからなおさら必要なんじゃないですか、議長。

○議長（大泉 治君） いや、そうじゃないと思います。

○6番（稲葉 定君） 根拠のない数字になってしまうと思うんですが。議長に質問しているわけじゃない。

○議長（大泉 治君） じゃあそういう意味で、企画財政課長、現在の補正が、幾らだったのに、これだけの補正ですよという、それが根拠だと思しますので、しっかりとその辺説明してください。

それから、あわせて、施設運営負担金についてはもともとの契約であるということ、もっとはっきりと議員の皆様方に説明していただきたいと思います。企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） もともこの契約については、指定管理になったときに、契約の中でリスク分担ということで、10%以上の経費が、10%以上、電気・燃油等が10%以上上昇したときに、町と協議してその負担を求めることができるということになっている契約ということをご理解いただきたいと思います。

446万円の内訳なんですけれども、440……だね。2021年の使用料、電力量が94万3,827キロワットで、電気料金については2,331万8,702円でした。2023年の電力料金については、すみません、2023年の使用電力量については、79万2,126キロワットと落ちております。ただ、電気料については2,363万7,854円。電気料単価が2021年度は24.71円、2023年度は29.84円で20.78%の上昇となっております。

重油につきましても、2021年の使用量が27万、2023年の使用量が26万と落ちておりますけれども、2021年使用料金2,110万円、2023年の使用料金が2,275万2,000円、単価にして2021年で78.15円、2023年で87.51円で11.98%の伸びとなっているところでございます。（「分かりました」の声あり）

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） それでは、18ページから19ページまで、2項徴税費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく18ページから21ページまで、3項戸籍住民基本台帳費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 20ページから23ページまで、3款民生費1項社会福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 22ページから25ページまで、2項児童福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 24ページから27ページまで、4款衛生費1項保健衛生費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 26ページから27ページまで、3項上水道費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく26ページから27ページまで、4項医療福祉センター費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 28ページから31ページまで、6款農林水産業費1項農業費。6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 28、29ページの農業費のうちの農業用排水路整備事業費ですか、600万円計上されているんですよ。これ、何か説明だと春先の水利確保というか、そういうのに使ったと私は受け止めたんですけども、現在も湧水というかそういったことがあるので、これ追加の何か事業というか考えたりできるんでしょう



か。いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えします。

こちらのほうの対策につきましては、ちょうどゴールデンウィーク明けの一番水が必要なときに、田植時期の水が必要な時期に相談を受け、涌谷土地改良区と相談し、その際に行った事業に対する負担金という形で考えております。

現在、これから中干し時期で、6月、今週末あたりから7月頭まで中干し時期で水が要らない時期ではございますが、その後、花掛水と言われる用水が非常に使う時期がございますが、その際につきましては、実際のところ、これ以上の対策としては、水がない状態ではお手上げというようなところでございます。

そのため、できる限り今ある水を、できるだけ番水等の制度を使いながら今ある水を使うということしか対策はないものと考えております。

終わります。

○議長（大泉 治君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 担当課もいろいろ苦慮されているのは分かります。しかし、やはりできる努力は、申し訳ないですけれども、できる努力はしていただかないと、昨日も一般質問言いましたけれども、涌谷町の農業守るため何とかしなきゃいけないというか、できる、できないことまでしるとは、それは言いませんけれども、ぜひできる努力は惜しまないでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） \_\_\_\_\_

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） なければ、次に進みます。

30ページから31ページまで、2項林業費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 30ページから33ページまで、7款商工費1項商工費。3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 31ページの企業誘致対策経費ではございますけれども、④の補助金交付、ウェルファムフーズ土地購入補助金ということなんですけれども、いろいろ誘致企業が増えればいいなということがあるので、いろいろな方たちから、民間が多いんですけども、涌谷町のバイパス沿いに土地がないと、そういう声が聞かれます。当町は1万4,500人、されど1万4,500人ということで、全国の中小の様々な小売店の人たちがちっちゃい規模の町を今狙ってきているという話を経済ニュースでもよく聞きます。ないからといって、このままそういう人たちの思いというかお願いを断り続けるのか、それとも、ある程度、バイパス沿いの農業振興地域を農振を外してとかそういう考えがあるのか、今後のまちづくりの観点から、その辺をお聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、お答えさせていただきます。

議員さんご存じのとおり、バイパス沿線について、バイパス沿線というか、上涌谷からヨークの間というのは農振地域に指定されておりまして、圃場整備も始まって、なかなか農振を外せる状態にはないということをご理解いただいた上でお話しさせていただきますけれども、実際、企業さん、進出したいというお話、大小の面積の大きさの差はありますけれども、ございます。その中で、お話があれば、私どもとしても、進出できるような土地についてはあっせんさせていただいております。でも、なかなか1万平米超えると難しいですけども、そういった中で、小さい土地についてあっせんはできる土地も若干確保しておりますので、何かございましたらご相談いただければと思います。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） なかなかそういう企業は、使いにくい土地というか、全然人の来ない土地とか山奥に来たわけではないわけでありまして、やはり交通の便が行き届いて、多分、絶対人口が多い地域に出店したいと希望するはずでございます。やはりいろいろなそういう形をチャンスと捉えて、町でも前向きに挑戦していくべきではないかと思うんですけども、今後そういう事業をやっていくつもりはあるか、絶対的にないのか、その辺をお聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 現段階で、前もってここを事業用地としてということで整備することは考えておりません。ただ、今から、町有地についてはいろいろな活用、町有地については、廃校跡であったり、

あとは町営住宅どうするんだという問題もありますので、そういったところで考えていければなと思っております。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 今後様々ないろいろなチャンスがあると思いますので、町全体のことを考えていただきまして、町のほうでもいろいろ考えていただきたいと思います。

以上です。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に進みます。

32ページから33ページまで、8款土木費1項土木管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく32ページから35ページまで、2項道路橋りょう費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 34ページから35ページまで、3項都市計画費。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 公園費の委託料でございますけれども、遊具点検委託料ということですが、恐らく中央公園の遊具かなという思いもしますけれども、これは、点検する期間とか、そういう何年に1回とか、そういう規定があつてするものなのか、その辺お聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） 毎年行っているものでございます。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） これは1か所だけの委託料ということだと思うんです、中央公園。実は、議会懇談会のときにちょっと聞いたんですけれども、各集会所にも遊具があるところがあつて、かなりメンテナンス料が高いということで、町でまとめて発注してほしいんだなという、負担は、当然、各自治会が、自治会なりするんだと思うんですけれども、そういうことで、年に1回であれば、そういう声がけしてまとめて発注するかそういうことは考えられないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） 自治会にある遊具というのは、町のほうから無償でお貸ししているところなので、管理もそちらのほうにお願いしていると思います。そういったことができるかどうか、担当課と相談したいと思います。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 私の聴き方が悪いんです、問い方が悪かったのかもしれませんが、自治会なり集会所のほうでは、メンテナンスはしたいというだけけれども、単独で発注するとかかなり単価が高いと、まとめてメンテナンスすれば安くなるかもしれないという考えのようで、そういうことが町も年に1回するのであれば、それに合わせて、そういう集落も負担金なり頂いてできないものかということお伺いしたかったんですが。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） そういった施設を持っている自治会なり団体が幾つあるか分かりませんが、

そういったところが一緒にやったほうが安いかどうかというのも分からないと思います。というのは、一般的に公共でお願いするものというのは成果品をそれなりに求めますので、自治体で委託したほうが高くなるのが一般的です。それが安くなるかどうかというのも見積り等を取って見ないと判断しかねるところではないかと思っております。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） なければ、次に進みます。

同じく34ページから35ページまで、4項住宅費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく34ページから37ページまで、9款消防費1項消防費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 36ページから39ページまで、10款教育費1項教育総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 38ページから39ページまで、2項小学校費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく38ページから41ページまで、3項中学校費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 40ページから43ページまで、4項幼稚園費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 42ページから45ページまで、5項社会教育費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 44ページから47ページまで、6項保健体育費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号 令和6年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大泉 治君） 起立多数であります。よって、議案第44号 令和6年度涌谷町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

再開は3時15分といたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時15分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（大泉 治君） 再開します。

この際、お諮りいたします。

休憩中に、町長から先ほどの答弁について、6款の部分の発言を取り消したい旨の申出がございました。この取消しを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、町長からの6款の部分の発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。[123ページ及び124ページの該当部分を取り消し]



◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） それでは、日程に入ります。

日程第18、議案第45号 令和6年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第45号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ176万3,000円を増額し、総額を19億9,524万3,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、人事異動に伴う職員に人件費の増減及びマイナンバーカードと国民健康保険証の一体化に係るシステム改修費について措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（大泉 治君） 説明省略の声がありましたので、お諮りいたします。ただいま説明省略の声がありましたが、説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認め、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

議案第45号 令和6年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号 令和6年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

ここで会議時間を1時間延長しておきます。



#### ◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第19、議案第46号 令和6年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第46号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ772万9,000円を減額し、総額を18億9,713万5,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、人事異動に伴う職員人件費の増減について措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（大泉 治君） お諮りいたします。ただいま説明省略の声がありましたが、説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認め、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

議案第46号 令和6年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号 令和6年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第20、議案第47号 令和6年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第47号の提案の理由を申し上げます。

本案は、水道事業の広域連携による衛星を活用した水道管路の漏水調査業務を共同発注することに伴い、収益的収入におきまして一般会計補助金の増額、収益的支出では委託料及び修繕料の増額をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（大泉 治君） お諮りいたします。ただいま説明省略の声がございましたが、説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認め、直ちに質疑に入ります。

これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

議案第47号 令和6年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 令和6年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第21、議案第48号 令和6年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第48号の提案の理由を申し上げます。

本案は、冷暖房設備の更新につきまして、療養病棟の2階分は当初予算でお認めをいただいておりますが、

先月、1階の冷暖房設備に故障が発生したことから、更新費用等を増額いたし、1階と2階の設備を併せて更新いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） それでは、議案第48号 令和6年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的支出の医業費用を500万円増額するものでございます。

第3条におきましては、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,627万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額75万5,000円、当年度分損益勘定留保資金4,552万円を補てんするものとする。」に改め、資本的収入につきまして、3款3項企業債を1,610万円増額し、資本的支出につきましては、4款1項建設改良費を1,609万3,000円増額するものでございます。

2ページをお願いします。

第4条におきましては、予算第6条に定めた企業債について、建物付帯設備整備事業の限度額を1,610万円増額し、5,280万円にするものでございます。

次に、最初に8ページ、9ページをお開き願います。

今回の補正の概要ですが、町長の提案理由でもございましたが、当初予算で2階病棟の冷暖房設備更新をお認めいただいておりますが、1階の冷暖房設備が故障したため、1階部分の更新を追加しようとするものでございます。

資本的収入及び支出の補正としまして、収入、3款3項1目1節企業債収入1,610万円を増額するものでございます。1階部分の追加工事の財源でございます。

支出、4款1項5目1節その他建設改良費1,609万3,000円の増額につきましては、1階部分のマルチエアコンの更新設置工事でございます。

ページ戻りまして、6ページ、7ページをお開きください。

収益的支出の補正ですが、2款1項3目15節賃貸料500万円の追加につきましては、1階、2階の冷暖房設備工事の完了するまでの間、冷房設備などをリースするための経費でございます。当初は段階的に既存の空調を用いながら更新工事をする予定でございましたが、故障により設備のリースが必要となるものでございます。

会議資料10ページのほうに補正の概要を載せておりますので、後ほど参照願えればと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 今回の企業債の補正は1階部分ということですがけれども、1階だとかなり面積が広いと思うんですけども、全面の空調を修繕することなのか、それとも一部分を補修しようと考えているのか、その辺を確認いたします。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。



○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 全面ということになりまして、全面ということで1階、2階合わせて14台の設置を予定するものでございます。

○議長（大泉 治君） よろしいですか。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） そうすると、外来も当然、該当するんだと思うんですけども、その辺は、曜日は土日とか、そういう診察のない日を充てるのかどうか、その辺を確認します。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 利用者の方、患者さんには迷惑をかけないような工程で考えておるところでございます。

○議長（大泉 治君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号 令和6年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第48号 令和6年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第22、議案第49号 令和6年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第49号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益や費用の今後の見込みから資金の不足が予測されることから、一般会計負担金を増額いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） それでは、議案第49号 令和6年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入の事業外収益に8,005万3,000円を増額し、収益的支出の

事業外費用に3万3,000円を増額するものでございます。

第3条におきましては、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1,583万9,000円は当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。」に改め、資本的収入につきましては、3款4項出資金を79万5,000円増額し、資本的支出につきましては、4款4項償還金を72万円増額するものでございます。

4ページ、5ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の補正としまして、収入、1款2項2目1節他会計補助金を8,000万円増額し、3目1節他会計負担金を5万3,000円増額するものでございます。5万3,000円は、一般会計補正で説明いたしました償還金利子分でございます。

支出、2款2項1目1節企業債利息3万3,000円の増額は、償還金利子でございます。

ここで、老人保健施設の財政状況について、若干お話をさせていただきます。

令和6年の3月会議、予算審査特別委員会にも説明いたしておりますが、老人保健施設の財政状況は大変厳しい状況が続いております。コロナ禍の影響を受け徐々に減っていた利用者数は、入所利用者については令和5年度に若干回復しておりますが、通所利用者は回復していない状況にあります。

経常収支は平成28年度から赤字の状態が続いておりまして、財政再建計画に基づいて行ってきた訪問看護ステーション会計からの出資についても令和5年度までで終了しており、令和5年度に一般会計から5,000万円を追加で繰入れしておりますが、現金は、通常数千万円のところが数百万円程度まで目減りしております。

赤字の要因としましては、収益に対し費用が大きいのということになりますが、事業収益が横ばいなのに対し、人件費などが増加しております。あわせて、災害復旧や、施設の老朽化に対応する修繕や、燃料費など経費の高騰も影響しております。

そのような状況から、運転資金として不足が見込まれる額について、一般会計負担金として8,000万円の増額をお願いするものでございます。

現在、老健施設の在り方などについてコンサルタントを委託し、分析を行っており、経営改善に取り組んでまいります。

6ページ、7ページをお開きください。

資本的収入及び支出の補正ですが、下のほうから説明いたします。支出、4款4項1目1節72万円の増額は、災害復旧事業債の元利償還金で、収入のほう、3款4項1目1節出資金79万5,000円の増額は、その償還金の一般会計繰入金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。9番伊藤雅一君。

○9番（伊藤雅一君） 今回の報告によりますと、何ていうんだ、経営状態というか収支の状態がよくない状況にあるんだというふうなお話でございますが、内容をお聴かせいただきたいと思います。

それから、改善策はどんなふうを考えておられるのかも併せてお聴きしたいと思います。

以上です。

○議長（大泉 治君） 内容については先ほど説明したので、改善策の部分お答え願えればと思います。総務管理

課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 先ほど説明の中で、赤字の状況というか、経営状況についてお話をさせていただきました。それで、今年度の予算でコンサルタント、病院の改善にもお力添えいただきましたコンサルタント、老健の経営についても委託しまして、ただいま分析を行っているところですが、老健のありようとかそういうところも含めまして、提言というか方針をお示しいただくようなことで現在進んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 9番伊藤雅一君。

○9番（伊藤雅一君） 改善策、今後というふうな、今、答弁であったと思います。ひとつ大変申し訳ないんですが、改善策が出来上がったら、ひとつ、説明をお待ちしておりますので、お願いしたいと思います。

終わります。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 報告など整いましたら説明させていただきます。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 令和5年度の決算見込みで1,158万7,000円のマイナスということなんですけれども、その中で今回8,000万円って莫大なお金であります。この8,000万円については、恐らく当分の間の資金ショートしないための見通しとして8,000万円というふうに決めたんだろうというふうに思いますが、その辺についてはいかがですか。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） お答えします。

財源というか運転資金の状況につきましては、前年5,000万円の繰入れをいただきまして、それを踏まえた上で1,000万円の赤字というふうな状況にあります。令和6年度の状況につきましても、なかなか申し上げづらいのですが、間もなく、繰入れがなければ資金ショートするような状況にございます。年度末までの状況で考えますと、概算というか、はっきりした数字を申し上げることはできないんですが、1億円に届く、あるいは1億円を超えるようなマイナスが出ることも想定されるというふうな状況にございます。それで、財政当局とも相談した上で、8,000万円の繰入れを追加していただくというふうなことでございます。

そこからまた不足が、運転資金上というか日々の業務の中で出てくるようなことがあれば、一時借入金の運用をしなければならぬということも出てこようかというふうに考えております。

終わります。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 紺野課長、真面目でね、今日私が質疑しようとしたら、前もってみんなにお知らせしましたよね。私が聴きたいことを、あなたは全部言っちゃった、先にね。そこはすごい。何となくやっぱり勉強なされているんだろうなというふうに思いまして、本当に聴きたいことを先に言われて説明、すると、こっちどうしたらいいかなと思っちゃうんだけどね。

3月の議会で、副センター長が、コンサルを頼んで今後この老健の在り方について検証し、改善策、先ほど9

番議員が言いましたけれども、改善策を考えていきたいというふうな答弁が3月議会であったように記憶しております。

今、進捗状況としてどのぐらいの割合でそのコンサルとの打合せの中でどういったところまで話し合いは進んでいるか私は分かりませんが、ただ一つ問題なのは、今、現実的に、あしたに事欠く部分があると。極端な話、今日の6月議会の補正で議会で議決されなかった場合、資金ショートは今月末に来るのではないかと私は心配します。だから、そういうことを踏まえるならば、6月って、いつも何かせっぱ詰まってからという可能性が私としては見えるのね。だから、もっと早めに手当てすべきじゃないかと。前にも病院でも言ったことがあるんですよ。せっぱ詰まって11月に資金ショートするから、もう何とかしてくれと。そのときも言いました。もっと早めに分かるんじゃないかと。だったら、もっと早くに補正かけていいんじゃないの。議会は、我々は、通年議会です、通年。呼ばれば、来なきゃないんです。そういう状況に議員は皆なっているわけですから、そういったことも踏まえて、今後、やっぱりそういった形。

それで、この8,000万円の見通しは今聴いて、当分の間の資金ショートを避けるための金額だと分かりますけれども、もし万が一また必要となった場合に一借だというお話になりますけれども、それも議会をかけなきゃ駄目だと思うんですが、やっぱりなるべく早めにそういった部分は、分かるのであればやってほしいなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 資金手当てのタイミングについては、もちろん、おっしゃること理解できるものと思います。せっぱ詰まる状況にならないうちに対処したいということでお話をいただきましたので、財政のほうとも相談しながら取り組んでいきたいと思っています。

よろしいでしょうか。以上です。

○議長（大泉 治君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号 令和6年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第49号 令和6年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎請願・陳情

○議長（大泉 治君） 日程第23、請願・陳情。

今期定例会において本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおりです。

令和6年陳情第2号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情については、配付といたしましたのでご了承願います。



### ◎特別委員会の設置について

○議長（大泉 治君） 日程第24、涌谷町議会活性化調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

涌谷町議会基本条例の制定から10年が経過し、基本条例制定当時から議会を取り巻く状況及び議会内部も大きく変化いたしました。また、基本条例において、涌谷町議員は倫理性を自覚し、議員としての影響力を不正に行使することのないよう行動することが規定されていることから、基本条例の目的の達成状況、そのほか議会活動及び議員活動について、基本条例の見直しを行い、政治倫理に関する議員の責務及び町民に選ばれた議員が遵守すべき倫理基準を定め、議会の活性化を目的として、議長を除く議員全員で構成する涌谷町議会活性化調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了までの期間、調査することにしたいと思います。

さらに、効率的に調査するために、小委員会を設置することといたします。

また、この特別委員会が、委員会と、それから結果が出た際には、町政発展に大きく寄与するものと考えております。

こういうことで設置をいたすこととすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長を除く議員全員で構成する涌谷町議会活性化調査特別委員会を設置し、調査終了までの期間、調査することに決しました。

ここで特別委員会の開催のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時46分

再開 午前 4時04分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開します。

休憩中に涌谷町議会活性化調査特別委員会が開催され、委員長等の選任が行われましたので報告いたします。

特別委員会委員長に竹中弘光君、特別委員会副委員長に杉浦謙一君。

小委員会委員に一條裕太郎君、二上光子君、黒澤 朗君、佐々木敏雄君、杉浦謙一君。小委員会委員長に杉浦謙一君、小委員会副委員長に黒澤 朗君が選任されたのでご報告いたします。

---

◇

◎休会について

○議長（大泉 治君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会6月会議に付された事件は全て議了いたしました。  
お諮りいたします。

本会議は、この後、明日6月21日から12月27日までの190日間を休会といたしたいと思えます。これにご異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

よって、明日6月21日から12月27日までの190日間を休会とすることに決しました。

---

◇

◎散会の宣告

○議長（大泉 治君） 本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時06分